

令和5年度

包括外部監査結果報告書

特別会計（公営企業会計を除く。）の財務事務の執行及び

経営に係る事業管理について

令和6年3月

金沢市包括外部監査人

公認会計士 越田圭

金沢市議会議長 高 誠 様
金 沢 市 長 村山 卓 様
金沢市監査委員 西尾 昭浩 様
金沢市監査委員 中村 哲郎 様
金沢市監査委員 前 誠一 様
金沢市監査委員 源野 和清 様

令和6年3月28日
金沢市包括外部監査人
越田 圭

地方自治法第252条の27第2項に定める、令和5年4月1日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第252条の37第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

目次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4.	外部監査の方法	1
	（1）監査要点	1
	（2）監査手続	1
5.	外部監査の実施期間	2
6.	外部監査の対象年度	2
7.	包括外部監査人及び補助者	2
8.	利害関係	2
9.	その他	2
第2	指摘、意見の一覧	3
1.	指摘、意見の定義	3
2.	指摘、意見の一覧表	3
	（1）指摘	3
	（2）意見	3
第3	監査対象の概要	5
1.	特別会計の内容	5
	（1）概要	5
	（2）令和4年度3月補正後予算の状況	6
2.	債権の管理	7
	（1）概要	7
	（2）地方公共団体が有する債権の種類	7
	（3）滞納者に対する債権に係る留意点	8
第4	監査手続	9
1.	概要	9
	（1）監査対象となる特別会計の選定	9
	（2）監査の方法	9
2.	過年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況	10
	（1）平成20年度包括外部監査	10
	（2）平成20年度以外の年度における包括外部監査	10
3.	詳細	11
	（1）監査要点ごとの監査手続	11

第5	監査の結果	13
1.	市に関する事項（総括事項）	13
	（1）債権回収の連携について	13
2.	市営地方競馬事業費特別会計に関する事項	14
	（1）概要	14
	（2）事業内容の詳細	14
	（3）財務事務	14
	（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）	15
	（5）消費税及び地方消費税の申告について	16
3.	市街地再開発事業費特別会計に関する事項	18
	（1）概要	18
	（2）事業内容の詳細	18
	（3）財務事務	19
	（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）	19
	（5）事業費の削減について	20
	（6）賃貸料の見直しについて	20
	（7）保留床の売却について	20
4.	公共用地先行取得事業費特別会計に関する事項	22
	（1）概要	22
	（2）事業内容の詳細	22
	（3）財務事務	22
	（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）	23
	（5）旧金沢市土地開発公社から買い戻した未利用土地	24
	（6）事業化が未定である土地について	25
5.	工業団地造成事業費特別会計に関する事項	26
	（1）概要	26
	（2）事業内容の詳細	26
	（3）財務事務	26
	（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）	28
	（5）指摘、意見について	28
6.	住宅団地建設事業費特別会計に関する事項	29
	（1）概要	29
	（2）事業内容の詳細	29
	（3）財務事務	30
	（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）	30
	（5）宅地の販売価格見直しについて	32

7. 駐車場事業費特別会計に関する事項	33
(1) 概要	33
(2) 事業内容の詳細	33
(3) 財務事務	33
(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）	41
(5) 駐車場単位の収支の推移	42
(6) 駐車場利用台数の推移	45
(7) 駐車場管理ソフトの活用について	46
(8) 消費税及び地方消費税の申告について	46
(9) サービス券の発行について	47
8. 国民健康保険費特別会計に関する事項	48
(1) 概要	48
(2) 事業内容の詳細	48
(3) 財務事務	48
(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）	62
(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について	64
(6) 外国語による催告について	64
(7) 業務委託契約を随意契約とする場合の理由について	65
(8) オンライン申請について	66
(9) 情報システムに係るログについて	66
9. 後期高齢者医療費特別会計に関する事項	68
(1) 概要	68
(2) 事業内容の詳細	68
(3) 財務事務	68
(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）	71
(5) オンライン申請について	71
10. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計に関する事項	72
(1) 概要	72
(2) 事業内容の詳細	72
(3) 財務事務	73
(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）	76
(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について	80
(6) 滞納となっている貸付金の整理について	80
(7) 違約金の減免について	80
(8) 一時償還について	81
(9) 貸付申請書について	82

(10) 滞納者に対する償還指導マニュアルの記載内容について.....	82
(11) 償還金の分割納入について.....	83
(12) 不納欠損処分について.....	83
(13) 通常 ID について.....	84
(14) 情報システムに係るログについて.....	84
11. 介護保険費特別会計に関する事項.....	86
(1) 概要	86
(2) 事業内容の詳細.....	86
(3) 財務事務	87
(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）	100
(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について.....	103
(6) 金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領の引用条項について .	104
(7) 預金調査について.....	104
(8) 訪問催告について.....	105
(9) 業務委託契約を随意契約とする場合の理由について.....	105
(10) 特権 ID について.....	106
(11) 情報システムに係るログについて.....	107

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計（公営企業会計を除く。）の財務事務の執行及び経営に係る事業管理について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地方公共団体の会計単位は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、地自法第209条第2項によると、地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができることとされている。金沢市（以下「市」という。）は、金沢市特別会計条例を制定し、特にその収支や財産の状況を明確化することが望ましい事業について、16の特別会計を設置している。特別会計は、一般会計と同様に予算や決算が公表されているが、一般会計に比べると報道が少ないこと等により、市民の関心が低く、わかりにくい分野であることから、その実態を市民に開示することは有意義であると考えられる。

なお、市の令和4年度3月補正後予算は、一般会計が239,406百万円、公営企業会計以外の特別会計が99,414百万円、公営企業の清算に係る特別会計が39,356百万円、公営企業会計が63,447百万円と、公営企業会計以外の特別会計の予算が一般会計の予算の約41.5%となっている。加えて、公営企業会計は、過去の包括外部監査において、特定の事件とされて、検証された実績がある。したがって、当年度の包括外部監査の監査対象から、公営企業の清算に係る特別会計及び公営企業会計を除いたとしても差し支えないものとする。

このような状況を踏まえて、特別会計を検証し、今後の特別会計のあり方を見直す際の一助とすることは有益であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法

（1）監査要点

- ①特別会計の各事業に係る財務事務が法令・規則等に従い適切に実施されているか。
- ②特別会計の各事業が経済性を勘案して適切に実施されているか。
- ③特別会計の各事業が効率性を勘案して適切に実施されているか。
- ④特別会計の各事業が有効性を勘案して適切に実施されているか。
- ⑤特別会計の収支や財産の状況が明確化され、適切に管理されているか。
- ⑥特別会計のあり方が計画的に検討され、適切に見直されているか。

（2）監査手続

「第4 監査手続」に詳細を記載している。

5. 外部監査の実施期間

令和5年6月12日から令和6年3月15日まで

6. 外部監査の対象年度

令和4年度。ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度の一部についても監査の対象とする。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 越田 圭

補助者	公認会計士	深澤	智士
	公認会計士	山下	知康
	弁護士	宮本	研太
	税理士	山田	康二

8. 利害関係

市と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

9. その他

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。なお、単位未満の端数は切り捨てて表示している。

複数の年度における決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を変更することがある。具体的には、百万円単位又は千円単位で記載している。なお、決算数値の金額が0の場合は「-」と表記しており、決算数値の金額が、表記する金額単位に満たない場合は「0百万円」又は「0千円」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移を記載した表や過年度の包括外部監査における指摘・意見に言及する場合、年度を省略して表記することがある。例えば、平成30年度は「H30d」と、令和元年度は「R1d」と表記している。

第2 指摘、意見の一覧

1. 指摘、意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

2. 指摘、意見の一覧表

(1) 指摘

指摘は以下の1件、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計に関するものである。

番号	内容	頁
指摘 01	通常 ID の割当て	84

(2) 意見

意見は以下の32件である。

(債権回収に係る庁内連携に関するもの)

番号	内容	頁
意見 01	庁内連絡会において共有された情報の活用	13

(市営地方競馬事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 02	消費税及び地方消費税の確定申告書の記載誤り	17

(市街地再開発事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 03	事業費の削減余地の検討	20
意見 04	賃貸料の定期的な見直し	20
意見 05	保留床の民間業者等への売却	21

(公共用地先行取得事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 06	事業化が未定である土地の利活用	25

(住宅団地建設事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 07	宅地の販売事業の見直しの検討	32

(駐車場事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 08	金沢市役所・美術館駐車場における駐車場管理ソフトの活用	46
意見 09	消費税及び地方消費税の確定申告書の記載誤り	47
意見 10	サービス券の発行目安の設定	47

(国民健康保険費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 11	消滅時効完成を防ぐ措置の徹底	64
意見 12	外国語による催告	65
意見 13	随意契約の理由の記録	66
意見 14	オンライン申請の普及に向けた広報	66
意見 15	情報システムに係る各種ログのモニタリング	67

(後期高齢者医療費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 16	オンライン申請の普及に向けた広報	71

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 17	消滅時効完成を防ぐ措置の徹底	80
意見 18	滞納となっている貸付金の整理促進	80
意見 19	違約金の減免に関する根拠資料	81
意見 20	一時償還の実行可能性	82
意見 21	貸付申請書における連帯保証人の確約内容	82
意見 22	滞納者に対する償還指導マニュアルの記載内容の誤り	82
意見 23	償還金分割納入を容認する際の疎明資料	83
意見 24	不納欠損処分の実施	84
意見 25	情報システムに係る各種ログのモニタリング	85

(介護保険費特別会計に関するもの)

番号	内容	頁
意見 26	消滅時効完成を防ぐ措置の徹底	103
意見 27	引用する条項の誤り	104
意見 28	預金調査の活用	105
意見 29	訪問催告に関する要領と実際の事務の乖離	105
意見 30	随意契約の理由の記録	106

番号	内容	頁
意見 31	特権 ID の割当て	106
意見 32	情報システムに係る各種ログのモニタリング	107

第 3 監査対象の概要

1. 特別会計の内容

(1) 概要

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とされており（地自法第 209 条第 1 項）、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる（地自法第 209 条第 2 項）。加えて、市が執行する事業のうち、法律に基づき特別会計の設置が求められるものがある。これらの規定により、市は、「金沢市特別会計条例」を定め、以下の特別会計が設置されている。

- | |
|--|
| <p>(1) 市営地方競馬事業費特別会計 地方競馬事業</p> <p>(2) 市街地再開発事業費特別会計 市街地再開発事業及び同事業に係る精算</p> <p>(3) 公共用地先行取得事業費特別会計 公共用地の先行取得事業</p> <p>(4) 工業団地造成事業費特別会計 工業団地造成事業</p> <p>(5) 住宅団地建設事業費特別会計 住宅団地建設事業</p> <p>(6) 駐車場事業費特別会計 駐車場事業</p> <p>（地自法第 209 条第 2 項の規定により設置した。金沢市特別会計条例第 1 条第 1 項に規定がある。）</p> <p>・国民健康保険費特別会計 国民健康保険事業</p> <p>（国民健康保険法第 10 条の規定により設置した。金沢市特別会計条例第 1 条第 2 項に規定がある。）</p> <p>・後期高齢者医療費特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条の規定により設置した。金沢市特別会計条例第 1 条第 3 項に規定がある。）</p> <p>・母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条第 1 項の規定により設置した。金沢市特別会計条例第 1 条第 4 項に規定がある。）</p> <p>・介護保険費特別会計 介護保険事業</p> |
|--|

(介護保険法第3条第2項の規定により設置した。金沢市特別会計条例第1条第5項に規定がある。)

・公営企業会計

(地方公営企業法第17条の規定により設置した。金沢市特別会計条例第1条第6項に規定がある。)

このように、公営企業会計を除く特別会計は10設置されている。

(2) 令和4年度3月補正後予算の状況

市議会3月定例会月議会において承認された令和4年度3月補正後予算(以下「令和4年度予算」という。)を基に特定の事件を決定したことから、令和4年度予算の概況を示すこととする。令和4年度予算を、一般会計、公営企業以外の特別会計、公営企業の清算に係る特別会計、公営企業特別会計に区分すると以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	補正予算	割合
一般会計	239,406,815	54.2%
市営地方競馬事業費	4,156,506	
市街地再開発事業費	65,126	
公共用地先行取得事業費	118,918	
工業団地造成事業費	3,277,478	
住宅団地建設事業費	261,042	
駐車場事業費	169,534	
国民健康保険費	43,899,982	
後期高齢者医療費	7,044,376	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	83,949	
介護保険費	40,337,836	
公営企業以外の特別会計	99,414,747	22.5%
公営企業の清算に係る特別会計	39,356,590	8.9%
公営企業特別会計	63,447,682	14.4%
一般会計と特別会計の合計	441,625,834	100%

令和4年度予算のうち、一般会計が239,406,815千円であるのに対し、公営企業会計以外の特別会計が99,414,747千円となっていることから、公営企業会計以外の特別会計の予算が一般会計の予算の約41.5%($\approx 99,414,747 \div 239,406,815 \times 100\%$)となっている。

2. 債権の管理

(1) 概要

「第5 監査の結果 8. 国民健康保険費特別会計に関する事項 (3) 財務事務」等に詳細を記載しているが、国民健康保険事業等において、国民健康保険料等の滞納が発生することにより、滞納者に対する債権が発生している。そこで、地方公共団体が有する債権について整理しておきたい。

(2) 地方公共団体が有する債権の種類

①概要

債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう（地自法第240条第1項）。地方公共団体が有する債権には、公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）がある。

②公債権

公債権とは、公法上の原因（法令又は行政処分）に基づいて発生する債権をいい、強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに分けられる。

強制徴収公債権とは、地方税の滞納処分の例により処分できる自力執行権のある債権のことをいう（地自法第231条の3第3項）。自力執行権とは、地方公共団体等の権限に基づく行政処分により、住民の財産を差押え、換価、配当することのできる権能のことをいう。強制徴収公債権は、国民健康保険料（国民健康保険法第76条第1項）、介護保険料（介護保険法第129条第1項）、後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項）等が該当する。

非強制徴収公債権とは、自力執行権がない債権、すなわち、資産の差押えなどを行うには、民事執行法による強制執行を行う必要がある債権のことをいう。非強制徴収公債権は、国民健康保険給付費返還金等が該当する。国民健康保険給付費返還金とは、市の国民健康保険の資格がなくなった後に、手元にある市の国民健康保険の保険証を使用することで、本来受けられない保険給付を受けた場合に発生するものをいう（国民健康保険法第65条第1項）。そのため、市の国民健康保険が負担した医療費を元被保険者に請求し、直接返還を求める事務が必要となるが、石川県の場合は、石川県国民健康保険団体連合会が所管している。

③私債権

私債権とは、私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権をいい、資産の差押えなどを行うには、民事執行法による強制執行を行う必要がある債権のことをいう。私債権は、母子父子寡婦福祉資金貸付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、同法第31条の6第1項、地自法第252条の22第1項、地自法施行令第174条の49の9第1項）等が該当する。

(3) 滞納者に対する債権に係る留意点

①督促

地方公共団体の歳入となる国民健康保険料等を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促する必要がある（地自法第 231 条の 3 第 1 項）。公債権は、条例で定めがあれば、督促に係る手数料及び延滞金を徴収することができる（地自法第 231 条の 3 第 2 項）。一方、私債権は、私法上の契約によって、遅延損害金を定めることができる（民法第 420 条）。さらに、個別に契約をしていない場合でも、民事法定利率による遅延損害金の請求が可能である（民法第 419 条、第 404 条第 2 項、第 3 項）。

また、督促は督促状等の書類により行っている。公債権は、地方税の例による送達ができる（地自法第 231 条の 3 第 4 項）、正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合に送達すべき場所に書類を差し置く差置送達（地方税法第 20 条第 3 項第 2 号）や、地方公共団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方公共団体の掲示場に掲示して行う公示送達（地方税法第 20 条の 2 第 2 項）が可能であるが、私債権は、そのような方法を採用することができない。加えて、公債権は、書類の到達時期について「通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する」との規定（地方税法第 20 条第 4 項）の適用があるが、私債権についてはそのような規定はない。

②消滅時効

公債権は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する（地自法第 236 条第 1 項）。一方で、その原因である法律行為が 2020 年 4 月 1 日以降にされた私債権は、権利を行使することができることを知った時から 5 年、又は権利を行使することができる時から 10 年になる（地自法第 236 条第 3 項、民法第 166 条第 1 項）。なお、地方公共団体が有する私債権の場合は、ほとんどの債権について起算点が納期の翌日で、期間は 5 年になると考えられる。

また、公債権は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず（地自法第 236 条第 2 項）、時効期間の経過により当然に消滅し、不納欠損処理を行うこととなる。一方、私債権は、時効期間の経過により当然に消滅するわけではなく、債務者等の当事者からの時効の援用により消滅する（民法第 145 条）。

第4 監査手続

1. 概要

(1) 監査対象となる特別会計の選定

市に設置されている公営企業会計及び公営企業の清算に係る特別会計を除く特別会計のすべてを監査対象とした。

(2) 監査の方法

市所管課に対し、以下の質問や資料提出の依頼を行った。

- ・特別会計の事業の概要及び設置された経緯の説明
- ・特別会計歳入歳出決算事項別明細書や追加資料を用いた決算説明
- ・決算数値をより細分化したデータや、決算数値以外のデータの提出
- ・不動産などの公有財産を保有している場合は、公有財産台帳や市債の発行状況が分かる資料の提出
- ・決算説明から把握した取引の内容説明
- ・決算数値の根拠となる契約書の提出
- ・特別会計に関連する条例、規則、通知、要綱、事務マニュアル（以下、まとめて「条例マニュアル等」という。）の提出
- ・国民健康保険費特別会計など、関連する条例マニュアル等に事務に関する詳細なルールがある場合は、事務の説明
- ・消費税及び地方消費税の納付がある場合は、申告書及び関連資料の提出

これらの質問に対する回答の吟味や、提出された資料の閲覧等に基づき、実施する監査手続内容を検討した。また、過年度における市の包括外部監査結果報告書を通読するとともに、包括外部監査の結果を受けた措置の状況を把握し、当年度における特定の事件に関連した指摘・意見の有無を確かめた。

2. 過年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

(1) 平成 20 年度包括外部監査

過年度包括外部監査において、当年度における特定の事件である「特別会計（公営企業会計を除く。）」に関連する指摘・意見の有無を確かめようとしたところ、平成 20 年度包括外部監査の特定の事件が「一般会計及び特別会計（公営企業特別会計を除く）における委託料の執行状況について」であった。

そこで、平成 20 年度包括外部監査結果報告書を通読し、指摘が 6、意見が 33 あることを把握したが、特別会計に関連すると考えられる指摘・意見は見当たらなかった。

(2) 平成 20 年度以外の年度における包括外部監査

①概要

平成 20 年度以外の年度における包括外部監査結果報告書を通読したところ、「特別会計（公営企業会計を除く。）」に関連すると思われる意見が、平成 15 年度包括外部監査及び平成 29 年度包括外部監査において検出された。

②平成 15 年度包括外部監査における意見

平成 15 年度包括外部監査の特定の事件は、「保育所費」と「債務負担行為」であった。これらのうち「債務負担行為」における意見について、当時の監査報告書における記載により、報告書頁、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

報告書頁	意見の内容	措置の内容	現在の状況
債務負担行為：30	(先行取得土地の利用について) 金沢市土地開発公社が金沢市の依頼に応じ先行取得して用地を確保しているが、買戻して、本来の目的に利用されるまでの間、妨げにならない限度で、同公社の維持費（利子、管理費）の補填の為にも貸付等の活用を図るべきではないかと思われる。	金沢市土地開発公社が先行取得した土地の一部については、平成18年度より、民間施設に有料で貸し付けるなどの活用を図ってきたところである。	金沢市土地開発公社は、解散しており、現在は、公共用地先行取得特別会計が、金沢市土地開発公社が保有していた土地を保有するとともに、土地の先行取得を行っている。

そこで、公共用地先行取得特別会計が保有する土地と用途を把握した。

③平成 29 年度包括外部監査における意見

平成 29 年度包括外部監査の特定の事件は、「住環境施策に関する財務事務の執行について」であった。当時の監査報告書における記載により、報告書頁、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

報告書 頁	意見の内容	措置の内容	現在の状況
P. 82	(瑞樹団地の販売政策について) 瑞樹団地における販売促進費の費用対効果について再検討し、販売政策を見直す必要がある。	令和2年度より、販売事務所を閉鎖するなど販売促進に係る業務委託費の削減を図るとともに、オンライン展示会の実施やポスティングチラシ配布重点地区の設定など販売政策の見直しを行った。 結果、平成29年度から令和3年度の5カ年における、分譲収入に対する販売促進費の平均割合は約25%であり、平成24年度から平成28年度の5カ年における平均約40%に比べ、大幅に縮小した。	「措置の内容」に記載したとおりである。

そこで、歳入歳出決算から、分譲収入に相当する歳入と販売促進費に相当する歳出を抽出し、分譲収入に対する販売促進費の割合（以下「販売促進費率」という。）の推移を把握した。

3. 詳細

(1) 監査要点ごとの監査手続

①特別会計に係る財務事務に関する適切性の検証

特別会計に係る条例マニュアル等を通読し、特別会計の所管課に対し条例マニュアル等で作成が求められる書類等の提出を求め、ヒアリングを実施し、財務事務の内容を把握した。

②特別会計に係る事務事業に関する経済性の検証

特別会計歳入歳出決算事項別明細書や追加資料を用いた決算説明から事務事業に係る歳出の取引を抽出し、当該歳出に係る契約書、競争入札の場合は入札調書等、随意契約の場合は随意契約理由書等の関連資料を閲覧するとともに、必要に応じて特別会計の所管課に対しヒアリングを実施した。

③特別会計に係る事務事業に関する効率性の検証

特別会計に係る財務事務の適切性を検証すると同時に、関連資料を閲覧していく際に、非効率な財務事務の有無を検証した。

④特別会計に係る事務事業に関する有効性の検証

特別会計に係る事務事業の目的及び内容を把握し、必要に応じて特別会計の所管課に対しヒアリングを実施し、事務事業の有効性を検証した。

⑤特別会計に係る収支や財産の管理に関する適切性の検証

特別会計歳入歳出決算事項別明細書や追加資料を用いた決算説明を受けて、歳入歳出決算の各項目について、根拠資料を閲覧し、根拠資料との整合性を検証した。また、国民健康保険料等の市が計算する項目については計算の正確性を検証するとともに、

財産については、公有財産台帳や市債の発行状況が分かる資料を閲覧し、財産単位で内容を検証した。

⑥特別会計のあり方に関する検討

特別会計の事業の概要及び設置された経緯を把握するとともに、歳入歳出決算の推移を吟味することで、今後のあり方を検討した。

第5 監査の結果

1. 市に関する事項（総括事項）

（1）債権回収の連携について

①概要

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下、まとめて「国民健康保険料等」ということがある。）それぞれに滞納が生じているが、債権回収はそれぞれの所管課が個別に実施している。市は回収を行うに当たり、他課の動向の把握及び他課の取組についての情報共有のため、毎年度8月に、収納対策が必要となる所管課担当者が参加する「金沢市収入金収納対策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）」を開催している。参加する所管課の数は、当年度の包括外部監査の対象ではない課も含めると、8課である。

令和5年度における庁内連絡会では、「令和4年度の決算状況報告」、「財産調査の現状と課題について」、「コロナ後の会議・勤務形態・研修のあり方について（各課報告、意見交換）」が議題となった。平成29年度から令和5年度までに開催された庁内連絡会の会議結果報告書を閲覧したところ、意見交換により得られた他課の情報を庁内連絡会の開催日以降にどのように活用したのか不明確であった。

②問題点

庁内連絡会で共有された情報を活用し、有効かつ効率的な債権回収が実施できているのかどうか、不明確となっている可能性がある。

③意見01《庁内連絡会において共有された情報の活用》

庁内連絡会において共有された情報を適切に活用することで、債権回収を有効かつ効率的に実施する必要がある。

2. 市営地方競馬事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	市営地方競馬事業費特別会計
市所管課	農林水産局農業水産振興課
設置年度	昭和 39 年度
設置目的	市は競馬法第 1 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき総務大臣に指定され、地方競馬事業を行っている。地方競馬事業の実施に関する歳入歳出の予算・決算を明確にするため特別会計を設置した。
事業内容	①市営地方競馬事業

(2) 事業内容の詳細

①市営地方競馬事業

地方競馬は、売上を通じて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、収益によって地方財政に貢献することを目的として、実施されている（競馬法第 1 条）。総務大臣が農林水産大臣と協議して、指定を受けた市町村は、競馬を実施することができ、市は、「その区域内に地方競馬場が存在する市町村」に該当することから、指定を受けて競馬事業を実施している（競馬法第 1 条の 2 第 2 項第 2 号）。

競馬場施設は、石川県が所有しており、市よりも石川県の開催日数が多い。令和 5 年度においては、市が、6 月、7 月、9 月の年間 3 開催（12 日間）であるのに対して、石川県は年間 19 開催（77 日間）となっている。競馬場施設は県から借上げ、管理運営については県職員を併任する形となっており、「金沢競馬開催経費の負担区分に関する契約」を年度ごとに締結し、人件費や共通経費を、開催日数で按分して負担している。

平成 10 年度から単年度収支の赤字が継続し、平成 17 年度には、金沢競馬の振興、経営改善など今後のあり方全般について検討するため「金沢競馬検討委員会」が設置される状況になったが、経営改善に成功し、平成 24 年度から令和 4 年度まで連続して単年度収支が黒字となる状況が継続している。

(3) 財務事務

金沢市財務規則（以下「市財務規則」という。）及び金沢市契約規則（以下「市契約規則」という。）に基づき財務事務を執行しており、市営地方競馬事業費特別会計に係る条例マニュアル等は該当がない。また、消費税及び地方消費税を納付している。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
事業収入	2,721	3,022	4,408	4,072	4,046
繰越金	27	2	23	113	59
諸収入	85	78	16	49	54
歳入合計	2,834	3,103	4,448	4,235	4,159
競馬開催費	2,804	3,077	4,310	4,062	4,068
繰出金	27	2	23	113	31
歳出合計	2,831	3,079	4,334	4,176	4,099

繰出金は、一般会計への繰出額である。事業収入は、勝馬投票券（いわゆる馬券）発売金収入が大半であり、その他の事業収入として、競馬場の入場料等がある。事業収入の内訳を示すと以下のとおりである。なお、令和4年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は60百万円となる。

(単位：百万円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
勝馬投票券発売金収入	2,717	3,018	4,407	4,071	4,044
その他	3	3	0	0	1
事業収入合計	2,721	3,022	4,408	4,072	4,046

金沢競馬の勝馬投票券は、金沢競馬場内のほか（以下「自場」という。）、いわゆるネット馬券や他の地方競馬場（以下、まとめて「在宅投票等」という。）においても発売されている。勝馬投票券発売金収入の内訳を、自場と在宅投票等に区分して示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
自場	398	409	-	285	292
在宅投票等	2,318	2,608	4,407	3,786	3,752
金額合計	2,717	3,018	4,407	4,071	4,044

(単位：%)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
比率					
自場	14.7	13.6	0.0	7.0	7.2
在宅投票等	85.3	86.4	100.0	93.0	92.8
割合合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

令和2年度は、新型コロナウイルスが蔓延した影響により、自場における発売が全くなかった。令和3年度以降は、自場における発売が実施されているが、在宅投票等の割合が90%を超える状況が継続している。

次に、競馬開催費の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
報償費	197	208	226	257	252
委託料	237	265	571	518	525
使用料及び賃借料	94	95	79	97	116
償還金、利子及び割引料	2,001	2,220	3,250	3,010	2,983
その他	272	287	183	178	190
競馬開催費合計	2,804	3,077	4,310	4,062	4,068

報償費は、勝馬賞金（競走の賞金）と出走等に伴う手当である。委託料は、主に在宅投票等に伴う手数料であり、在宅投票等の増加に比例して増加する。令和2年度は、勝馬投票券発売金収入がすべて在宅投票等であったことに伴い、平成30年度から令和4年度の間において最も高額となっている。使用料及び賃借料は、競馬場施設の借上料や金沢競馬場までの無料送迎バスの運行委託手数料等であり、償還金、利子及び割引料は、勝馬投票券の払戻金等である。

(5) 消費税及び地方消費税の申告について

① 検出事項

令和4年度における消費税及び地方消費税の確定申告書を閲覧したところ、以下の記載誤りが検出された。

- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表の右端の参考事項「基準期間における課税売上高」の記載漏れ
- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表⑭⑮における過剰な記載
- ・ 資産の譲渡等の対価以外の収入の用途についての総括票における、用途不特定の特定収入の記載場所誤り

なお、いずれの記載誤りも消費税及び地方消費税の確定申告額には影響がないものである。

② 問題点

消費税及び地方消費税の確定申告書が正確に作成されていない。

③意見 02 《消費税及び地方消費税の確定申告書の記載誤り》

今後の申告において、消費税及び地方消費税の確定申告書の記載に誤りが生じないように留意する必要がある。

3. 市街地再開発事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	市街地再開発事業費特別会計
市所管課	都市整備局市街地再生課
設置年度	昭和 50 年度
設置目的	金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業について、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があると判断して設置した。金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業は、金沢駅通り線を新設することにより、駅から武蔵ヶ辻を直線をつなぎ、同時に沿道の高度利用を図ることで、北陸の中核都市の玄関から中心部への導線にふさわしい商業・業務機能、都心居住機能等の多機能複合地区として整備することを目的とした再開発事業である。これに伴い、店舗や共同住宅の用に供する施設が建築され、分譲された。なお、金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業は完了したが、市街地再開発事業費特別会計は、施設の一部の区画（以下「保留床」という。）を引き続き所有していることから、特別会計を存続している。
事業内容	①保留床処分事業

(2) 事業内容の詳細

①保留床処分事業

金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業は、以下の5つの工区に分けて執行された。

工区名	事業期間	施設名称
第一工区	昭和 58 年度から昭和 61 年度まで	ライブ 1
第二工区	平成 10 年度から平成 14 年度まで	ルキーナ金沢
第三工区	平成 15 年度から平成 24 年度まで	やわらぎ金沢
第四工区	平成 15 年度から平成 18 年度まで	みやび・る金沢
第五工区	平成 2 年度から平成 8 年度まで	リファール

(出所：市提供データ)

これらのうち、当年度の包括外部監査を実施した時点において、保留床を引き続き所有しているのは、第一工区のライブ 1 と第五工区のリファールである。保留床を有効活用するため、市は、保留床を賃貸の用に供している。また、市の財産台帳における保留床の取得金額及び延床面積は、ライブ 1 が 1,035,485 千円 (2,313.85 m²)、リファールが 560,360 千円 (2,269.36 m²) となっている。

令和 5 年 6 月末時点で、ライブ 1 の保留床 15 区画のうち、テナントが 14 区画入居していることから入居率は 93.3%、リファールの保留床 4 区画のうち、テナントが 4 区画入居していることから入居率は 100%である。また、直近の保留床の売却実績は平成 24 年度であるとのことであるが、これは、市の一般会計への振替であり、民間業者等の外部に売却したものではない。

(3) 財務事務

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しており、市街地再開発事業費特別会計に係る条例マニュアル等は該当がない。また、消費税及び地方消費税を納付している。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
財産収入	24,084	28,047	22,968	16,845	27,581
繰入金	13,571	182	7,498	29,237	28,910
諸収入	1,017	3,594	2,500	2,210	4,219
歳入合計	38,673	31,824	32,967	48,293	60,711
市街地再開発事業費	38,673	31,824	32,967	48,293	60,711
歳出合計	38,673	31,824	32,967	48,293	60,711

財産収入は保留床を賃貸の用に供することにより得られる歳入である。

一方、歳出である市街地再開発事業費の大半は、「負担金、補助金及び交付金」であり、令和3年度及び令和4年度は、保留床に係る修繕工事の負担金が増加したことにより令和2年度以前に比べて増加している。そのため、財産収入だけでは修繕工事の負担金の財源として不足するため、一般会計からの繰入金が増加している。なお、一般会計からの繰入金は平成30年度から令和2年度においても発生しており、繰越金がない状況である。

参考に、市街地再開発事業費に占める負担金、補助金及び交付金の推移を示すと以下のとおりである。その他の科目には市債の償還である、「償還金、利子及び割引料」が含まれており、償還完了は令和9年3月1日の予定である。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
負担金、補助金及び交付金	25,861	17,991	19,492	37,963	51,953
その他	12,812	13,833	13,475	10,330	8,758
市街地再開発事業費合計	38,673	31,824	32,967	48,293	60,711

(5) 事業費の削減について

① 検出事項

市街地再開発事業は、現在、過去に開発した保留床を賃貸し、街中のにぎわいを創出する事業であるが、もともとは開発・分譲事業であった。そのため、開発・分譲にかかる採算管理は実施していたが、保留床の賃貸に係る採算管理は実施していない。令和4年度決算は、市街地再開発事業費が60,711千円であるのに対し、財産収入が27,581千円と一般会計からの繰入金に依存する状況となっている。保留床19区画中、18区画(ライブ1:14/15、リファーレ:4/4)にテナントが入っていることから、残り1区画にテナントが入ったとしても、現行の賃貸料のままでは、収支の改善は望めない状況であることから、事業費の削減余地を、さらに検討する必要があると考えられる。

② 問題点

事業費の削減余地の検討が徹底されていない。

③ 意見 03 《事業費の削減余地の検討》

収支の改善を目的とした保留床の賃貸に係る採算管理を行い、事業費の削減余地の検討を徹底する必要がある。

(6) 賃貸料の見直しについて

① 検出事項

賃貸料の定期的な見直しは行ってこなかったとのことである。リファーレは令和5年度において、見直しを行い、賃貸借契約の一部変更契約書を締結済みであるが、ライブ1の方は見直しを交渉中である。リファーレは平成28年度以来、7年度ぶりの見直し、ライブ1は平成29年度以来、6年度ぶりの見直しである。

② 問題点

賃貸料の定期的な見直しにより、一般会計からの繰入金への依存度を減らす施策が検討されていない。

③ 意見 04 《賃貸料の定期的な見直し》

賃貸料の見直しをより短い頻度で定期的に行うことで、一般会計からの繰入額を減らしていく必要がある。

(7) 保留床の売却について

① 検出事項

直近の保留床の売却実績は平成24年度における金沢市総務課に対するものである。これは、特別会計から一般会計への振替であり、民間業者等の外部に売却したものではない。それ以前の売却実績となると、分譲事業の開始直後にまで遡り、ライブ1は昭和61年度頃、リファーレは平成8年度頃とのことである。当年度の包括外部監査を実施した時点において、保留床の売却は検討されていない。

②問題点

市街地再開発事業に関する採算が改善されていないにもかかわらず、民間業者等への保留床の売却が検討されていない。

③意見 05 《保留床の民間業者等への売却》

賃貸料の見直し等により、採算が改善できないようであれば、保留床の売却を視野に入れて、民間業者等との交渉を開始することを検討する必要がある。

4. 公共用地先行取得事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	公共用地先行取得事業費特別会計
市所管課	総務局総務課 土木局道路建設課 教育委員会事務局教育総務課
設置年度	平成4年度
設置目的	将来公共施設となる土地を、事業執行前に取得することを目的としている。当該土地の買取りに関する経理を明確にするため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①公共用地先行取得事業

(2) 事業内容の詳細

①公共用地先行取得事業

総務局総務課が保有する土地は、旧金沢市土地開発公社から買い戻した未利用土地である。これらの土地は、一般会計における事業化が未定となっており、駐車場用地として使用許可を行い、使用料を得ている土地がある。

土木局道路建設課が保有する土地は、金沢外環状道路海側幹線である木越福増線に沿って整備する西部緑道に係る事業（以下、「西部緑道事業」という。）の用地及び泉野々市線に係る事業（以下「泉野々市線事業」という。）の用地である。西部緑道事業は、当年度の包括外部監査を実施した時点において、大友地区、近岡地区、直江地区について、石川県による事業認可を受け、一部暫定供用が開始されており、令和8年度以降の整備へ向けて、大河端地区の事業認可が予定されている。泉野々市線事業は市の施工区間と石川県の施工区間に分かれており、市の事業期間は平成15年度から令和12年度であり、石川県は令和5年度から事業開始したところである。

教育委員会事務局教育総務課が保有する土地は、老朽化した学校給食調理場を集約した南部共同調理場（仮称）の建設用地である。南部共同調理場（仮称）は、令和5年度に着工し、令和7年8月の完成予定である。

(3) 財務事務

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しており、公共用地先行取得事業費特別会計に係る条例マニュアル等は該当がない。なお、用地の取得予定金額が1,000万円を超える場合は、金沢市用地買収等価格審査会の承認が必要である。

また、公共用地先行取得事業費特別会計は、専ら一般会計に対して土地の譲渡を行う特別会計に該当するため、一般会計に係る業務として行う事業とみなされることから、消費税及び地方消費税の納付が不要となっている（消費税法第60条第1項但書、第6項、消費税法施行令第72条第1項）。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成 30 年度から令和 4 年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
使用料及び手数料	500	1,173	2,386	1,941	1,218
財産収入	205,812	147,324	1,583,229	353,508	75,530
繰入金	284,483	281,289	278,354	434	8,165
市債	1,536,300	36,000	610,800	24,000	23,000
歳入合計	2,027,095	465,786	2,474,769	379,883	107,913
都市施設事業費	133,242	147,880	52,725	340,798	67,930
公共施設事業費	1,521,307	-	581,473	-	7,297
公債費	372,546	317,906	1,840,571	39,085	32,686
歳出合計	2,027,095	465,786	2,474,769	379,883	107,913

使用料及び手数料は土地の使用許可により得られる歳入である。財産収入は先行取得した土地を一般会計へ振替えることにより得られる歳入である。平成 30 年度から令和 2 年度までは、公債費（市債の元利金）の支払い並びに金沢美術工芸大学移転整備用地及び南部共同調理場（仮称）建設用地の取得を行ったことから、一般会計からの繰入金は 280,000 千円前後の水準で推移した。

次に、平成 30 年度から令和 4 年度までの都市施設事業費の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
公有財産購入費	15,147	36,254	32,211	24,620	23,730
繰出金	116,390	109,532	18,615	313,435	41,888
その他	1,705	2,094	1,899	2,745	2,312
都市施設事業費合計	133,242	147,880	52,725	340,798	67,930

平成 30 年度から令和 4 年度までの公有財産購入費は、西部緑道用地の取得である。一般会計への繰出金は、令和 3 年度が最も多額となっている。

なお、公共施設事業費は、公有財産購入費が大半であり、平成 30 年度は金沢美術工芸大学移転整備用地の取得、令和 2 年度は南部共同調理場（仮称）建設用地の取得等である。このうち、金沢美術工芸大学移転整備用地は、令和 2 年度に一般会計へ振替えられた。

(5) 旧金沢市土地開発公社から買い戻した未利用土地

市が、旧金沢市土地開発公社から買い戻し、公共用地先行取得事業費特別会計において管理している未利用土地の内訳を示すと以下のとおりである。

No.	名称	所在地	取得年度	面積 (㎡)	買戻金額 (千円)
1	福久福増・森本松任線用地	金沢市福久2丁目 85番外3筆	H11d	4,970.06	909,112
2	問屋松寺線用地	金沢市諸江町下丁 366番3	H8d	477.39	103,037
3	二ツ寺町道路用地	金沢市二ツ寺町口 9番2外6筆	H5d	1,688.54	323,693
4	田上本町河岸緑地	金沢市田上本町4 丁目215番外3筆	H14d	1,988.00	210,768
5	田上本町緑地拡張用地	金沢市田上町ナ 107番	H14d	1,678.00	191,616
6	卯辰山公園整備用地	金沢市末広町88 番、107番	H14d	1,833.53	46,277
7	安原小学校拡張用地	金沢市福増町北 1086番2	H17d	1,695.00	120,217
(出所：市提供データ)			合計	14,330.52	1,904,722

これらのうち、No.3の「二ツ寺町道路用地」は、平成15年度の包括外部監査において、「貸付等の活用を図るべきではないかと思われる」という意見が付されており、現在では、駐車場用地としての使用許可を行い、使用料収入を得ている。

当年度の包括外部監査を実施した時点における事業化の予定は以下のとおりである。

No.	名称	事業化の予定
1	福久福増・森本松任線用地	国に道路用地として売却予定で、国との調整がまだできていない。
2	問屋松寺線用地	問屋松寺線（都市計画道路）用地として事業化を予定しているが、事業化が決定していない。
3	二ツ寺町道路用地	区画整理事業を計画していたが、地元地権者との調整がついていない。
4	田上本町河岸緑地	公園用地として整備を予定しているが、事業化がされていない。
5	田上本町緑地拡張用地	公園用地として整備を予定しているが、事業化がされていない。

No.	名称	事業化の予定
6	卯辰山公園整備用地	公園用地として整備を予定しているが、事業化がされていない。
7	安原小学校拡張用地	学校用地（安原小学校のグラウンド拡張用地）として計画しているが、事業化されていない。

（出所：市提供データ）

（6）事業化が未定である土地について

①検出事項

旧金沢市土地開発公社から買い戻した未利用地があり、その買戻価額は総額で約 19 億円である。これらの土地は、一般会計における事業化が未定となっており、その一部について駐車場用地として使用許可を行い、使用料を得ている土地があるが、その使用料収入は 50 万円弱にすぎず、土地の買戻価額に比べれば僅少となっている。

②問題点

一般会計における事業化が未定であることから、有効に活用されていない未利用地が存在している。

③意見 06 《事業化が未定である土地の利活用》

一般会計における事業化について再検討を行う必要がある。

5. 工業団地造成事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	工業団地造成事業費特別会計
市所管課	経済局産業政策課
設置年度	平成2年度
設置目的	企業の設備投資意欲に応える受け皿として、工業団地の造成工事を行い、企業立地を促進することにより、ものづくり基盤等の強化を図ることを目的とした事業である。工業団地を整備するにあたり、効果的な予算管理、財源の確保、工業団地の運営や開発に関わる費用と効果を明確にするため特別会計を設置した。
事業内容	①工業団地造成事業

(2) 事業内容の詳細

①工業団地造成事業

工業団地造成事業は、過年度においても執行されているが、当年度の包括外部監査を実施した時点において執行されている事業は以下のとおりである。

工業団地名	対象業種	事業期間
第5次安原異業種工業団地	製造業、物流施設を設置する運輸業又は卸売業	令和元年度から令和5年度まで
第2次いなほ工業団地	同上	令和元年度から令和4年度まで

(出所：市提供データ)

令和5年7月時点において、第5次安原異業種工業団地は令和3年4月から早期分譲を開始し、20区画（面積14.4ha）のすべての区画において引渡先が決定し、第2次いなほ工業団地は令和3年10月から分譲を開始し、2区画（面積2ha）のすべての分譲が完了した。当年度の包括外部監査を実施した時点において、新たな工業団地造成事業の執行が予定されておらず、令和6年3月において、工業団地造成事業に係る市債を完済する予定であること等から、出納整理期間後、工業団地造成事業費特別会計を令和5年度で廃止する見込みである。

(3) 財務事務

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、第5次安原異業種工業団地の分譲については、「第5次安原異業種工業団地分譲要領（以下「安原分譲要領」という。）」が定められている。

分譲の申込みをしようとする者は、安原分譲要領によると、必要書類を市に提出し、市における審査を経て、分譲が承認された者（以下「分譲先」という。）は決定した分譲地について、速やかに市と「第5次安原異業種工業団地立地に関する覚書（以下「分譲覚書」という。）」を締結するものとされている。

加えて、安原分譲要領によると、「金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（以下「市高度化促進条例」という。）」が適用される。市高度化促進条例は、市における企業立地の促進及び中小企業構造の高度化の推進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、企業立地の基盤の開発及び整備並びに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的としており（市高度化促進条例第1条）、必要な助成措置を講ずることができる旨を規定する条例である。市高度化促進条例の規定は以下のとおりである。

※条文の標題はなく、便宜上、監査人が条文の内容に基づいた標題を付している。

第1条《目的》

第2条《助成金の交付》

第3条《借入金の利子補給》

第4条《経費に係る資金の融資》

第5条《立地環境の保全》

第6条《金沢市企業立地等促進委員会の設置》

第7条《金沢市企業立地等促進委員会の定員》

第8条《金沢市企業立地等促進委員会委員の任期》

第9条《金沢市企業立地等促進委員会委員長の選任》

第10条《市長への委任》

市は、第5次安原異業種工業団地の分譲について、分譲先に対し当該分譲地での操業開始後に企業立地助成金を交付している（市高度化促進条例第2条）。

市は、企業立地助成金を交付した分譲先に対し、交付後3年度目まで、企業運営状況報告書の作成や、土地・建物の登記事項証明書の添付を求めており、分譲地の譲渡等、その他権利関係の発生の有無を確認している。

また、分譲覚書を閲覧したところ、第15条に、「売買契約締結までの間と、売買物件の引渡しを受けた日から5年間、売買物件の譲渡及び貸付けを禁止する。」とする規定があった。交付後3年度目から分譲覚書第15条に規定する譲渡及び貸付けの禁止が解除されるタイミング（売買物件の引渡しを受けた日の5年後）までは、定期的な企業訪問や工業団地連絡会に参加することで、分譲地の譲渡等、その他権利関係の発生の有無を確認している。

次に、消費税及び地方消費税の納付の有無について言及する。工業団地造成事業費特別会計は、後述のように、土地の譲渡による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
財産収入	37	-	0	1,086	2,996
繰入金	-	153	526	336	313
繰越金	-	0	45	336	12
諸収入	-	0	-	0	0
市債	-	4,685	306	226	-
歳入合計	37	4,838	878	1,985	3,323
事業費	37	4,793	538	917	726
公債費	0	0	3	980	2,582
繰越明許費	0	45	336	87	14
歳出合計	37	4,838	878	1,985	3,323

財産収入は工業団地の分譲により得られる歳入である。工業団地の用地を取得した令和元年度における市債の発行が最も多額であり、令和2年度及び令和3年度は、事業費に含まれる工業団地造成に係る工事請負費の財源とするため市債の発行が行われた。一般会計からの繰入金は令和元年度から令和4年度においても発生しており、令和4年度において繰越金が残っている状況である。市債の償還は、財産収入との均衡を勘案し行っている。

参考に、事業費の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
委託料	0	87	83	53	19
工事請負費	-	3	419	768	644
公有財産購入費	-	4,663	-	-	-
負担金、補助金及び交付金	0	12	4	82	56
その他	37	28	32	14	7
事業費合計	37	4,793	538	917	726

(5) 指摘、意見について

指摘、意見として検出された事項はなかった。

6. 住宅団地建設事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	住宅団地建設事業費特別会計
市所管課	都市整備局住宅政策課
設置年度	平成5年度
設置目的	市では、平成5年度より「21世紀を展望し都市の活力を増進するため、市民のニーズに対応した低廉で優良な住宅の提供」を標榜して、瑞樹団地を造成、分譲販売している。市の住宅政策を反映した造成・販売事業であるため、民間業者が行う住宅団地販売に比べ、原価に近い価格で販売できる点、購入者が税制優遇を受けやすい点、調和のとれた街づくりのための建築協定等を結びやすい点など、公共事業が造成・販売を行うことが意義あるものとして事業化されたものである。住宅団地を整備するにあたり、効果的な予算管理、財源の確保、住宅団地の運営や開発に関わる費用と効果を明確にするため特別会計を設置した。
事業内容	①住宅団地建設事業

(2) 事業内容の詳細

①住宅団地建設事業

住宅団地の区画整理事業は、平成23年度に完了しており、現在は宅地販売を行うのみである。宅地販売の状況を見ると、好調な景気動向等により、平成7年度から平成18年度までは年平均60区画の販売実績があった。特に、平成7年の分譲開始当初は申込者が多く、抽選で購入者を決定しなければならないほどの人気ぶりであった。

しかし、平成19年度以降は経済環境の停滞や他の住宅団地との競合もあり、販売状況が良いとはいえない状況である。当初の販売計画では、平成15年度までに完売の見込みであったが、販売数が落ち込んだことで、事業完了年度を延長し、当年度の包括外部監査実施時点においては、令和7年度に向けて完売することを見込む計画となっている。ここで、平成30年度から令和4年度までの宅地の保有区画数及び販売区画数を示すと以下のとおりである。

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
年度当初保有区画数	74	60	48	41	32
年度中販売区画数	14	12	7	9	10
年度末保有区画数	60	48	41	32	22

(出所：市提供データ)

なお、宅地の販売価格の見直しは平成23年度を最後に行われていない。毎年度、2名の不動産鑑定士から価格の意見書を入手した結果、見直しの必要性があると判断する水準にないためとのことである。

(3) 財務事務

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、住宅団地建設事業費特別会計に係る条例マニュアル等として、「金沢市宅地分譲に関する条例（以下「宅地分譲条例」という。）」が定められている。宅地分譲条例の規定は以下のとおりである。

※条文の標題はなく、便宜上、監査人が条文の内容に基づいた標題を付している。

第1条《目的》

第2条《分譲の申込みをする者の募集》

第3条《分譲の申込みをする者の資格》

第4条《分譲の申込み》

第5条《譲受人の決定》

第6条《分譲価格の決定》

第7条《分譲代金の納入》

第8条《分譲地の譲渡制限》

第9条《所有権移転の登記》

第10条《期限内の建設》

第11条《分譲契約の解除》

第12条《分譲契約解除時の原状回復》

第13条《市長への委任》

分譲価格は、土地の取得費、造成費及びその他の経費を基礎とし、区画地ごとの状況を勘案して、市長が定める額とされている（宅地分譲条例第6条）。

次に、消費税及び地方消費税の納付の有無について言及する。住宅団地建設事業費特別会計は、後述のように、土地の譲渡による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
財産収入	224,149	195,260	121,833	151,660	188,512
繰越金	-	24,526	-	-	-
使用料及び手数料	1	1	1	-	-
繰入金	8,061	-	-	-	-
諸収入	12	20	13	13	118
歳入合計	232,225	219,808	121,848	151,673	188,630
事業費	77,347	135,744	121,848	151,673	188,630

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
公債費	130,352	84,063	-	-	-
歳出合計	207,699	219,808	121,848	151,673	188,630

財産収入は宅地の販売により得られる歳入である。なお、令和4年度は宅地の販売のほか、利便地の譲渡による収入が含まれている。内訳を示すと、宅地の販売による財産収入は157,627千円、利便地の譲渡による財産収入は30,885千円である。市債は令和元年度において全額償還済みであることから、令和2年度以降、公債費が発生していない。

次に事業費の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
委託料	58,387	56,962	27,572	21,356	22,523
繰出金	0	61,304	82,770	112,283	144,453
その他	18,959	17,477	11,505	18,032	21,653
事業費合計	77,347	135,744	121,848	151,673	188,630

市債が全額償還済みであることから、一般会計への繰出金が大半になっている。なお、事業費に含まれる販売促進費は、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄に記載されており、平成30年度から令和4年度までの販売促進費、宅地譲渡収入及び販売促進費率の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
販売促進費	62,571	61,149	28,291	23,672	21,832
宅地譲渡収入	224,149	195,260	121,833	151,660	157,627
販売促進費率	27.9%	31.3%	23.2%	15.6%	13.9%
平均販売促進費率					22.4%

(出所：市提供データに基づき監査人が算定)

平成29年度から令和3年度までの平均販売促進費率が約25%とのことであるが、平成30年度から令和4年度までの平均販売促進費率が22.4%とさらに低下している。販売促進費の内容を照会したところ、販売会の開催回数やモデル住宅の展示等が、適切な水準に抑制されているものと考えられる。

(5) 宅地の販売価格見直しについて

① 検出事項

平成5年度から執行されてきた事業であるが、一部区画の販売が完了していない。販売の完了は、令和7年度を目標にしている。販売できないと考えられる要因は、土地の形が住宅建設に不向きである、土地と道路の間に段差がある、土地の近隣にゴミ捨て場がある等、様々である。直近での販売価格の引き下げは平成23年度であるが、毎年度、2名の不動産鑑定士から価格の意見書を入手している。なお、意見書とは、不動産鑑定評価基準による不動産鑑定に比べると、簡便な手続により作成されたものである。

② 問題点

意見書だけでは適切な販売価格を見極めることが困難であり、区画地ごとの状況を勘案した適切な販売価格の見直しが行われない結果、一部区画の販売が困難になっている可能性がある。

③ 意見07《宅地の販売事業の見直しの検討》

未販売の土地を対象として、不動産鑑定評価基準に基づく販売価格の引き下げ等も含め、計画目標とする令和7年度までの完売に向けて、販売事業の見直しを検討する必要がある。

7. 駐車場事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	駐車場事業費特別会計
市所管課	総務局総務課 都市整備局市街地再生課
設置年度	平成6年度
設置目的	駐車場の運営は、原則として料金収入で賄うものであることから、駐車場収支を明確にするため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①駐車場事業

(2) 事業内容の詳細

①駐車場事業

市は、市役所来庁者など駐車場利用者の利便性・快適性の向上に寄与するとともに、市中心部における違法駐車防止と渋滞緩和を図るため、公共駐車場を整備し、管理している。このうち、駐車場事業費特別会計において、収支を管理している駐車場及び市所管課は以下のとおりである。

- ・金沢駅東駐車場（市所管課：都市整備局市街地再生課）
- ・武蔵地下駐車場（市所管課：都市整備局市街地再生課）
- ・金沢市役所・美術館駐車場（市所管課：総務局総務課）

これらのうち、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場（以下、まとめて「駅東等駐車場」ということがある。）は、地自法第244条《公の施設》第1項に規定される公の施設として、指定管理者制度が導入されており、令和2年度から令和6年度までの指定管理者として、北陸名鉄開発株式会社が選ばれている。一方で、金沢市役所・美術館駐車場は、金沢市役所第一本庁舎の地下部分にあたり、金沢21世紀美術館の利用者だけでなく、市役所来庁者のための駐車場としての側面を有している。そのため、第一本庁舎の一部であり、行政庁舎的要素が強いことから、業務委託による運営が適当であるとして、公の施設に該当しないと整理しているとのことである。

(3) 財務事務

①概要

市契約規則及び市財務規則のほか、金沢市自動車駐車場管理条例（以下「市駐車場条例」という。）に基づき財務事務を執行している。また、消費税及び地方消費税を納付している。

②市駐車場条例

ア 概要

市駐車場条例の規定は以下のとおりである。

- 第1条《目的及び設置》
- 第2条《名称及び位置》
- 第3条《供用時間》
- 第4条《供用の休止》
- 第5条《利用することができる自動車の種類等》
- 第6条《使用料》
- 第7条→削除
- 第8条《使用料の徴収》
- 第9条《使用料の減免》
- 第10条《使用料の還付》
- 第10条の2《利用料金》
- 第10条の3《利用券の発行》
- 第10条の4《利用料金の徴収》
- 第10条の5《利用料金の減免》
- 第10条の6《利用料金の還付》
- 第11条《駐車の拒否》
- 第12条《禁止行為》
- 第13条《損害賠償》
- 第14条《指定管理者による管理》
- 第15条《指定管理者の業務の範囲》
- 第16条《指定管理者の指定》
- 第17条《指定管理者の指定等の告示》
- 第18条《守秘義務》
- 第19条《雑則》
- 別表第1《第5条関係》
- 別表第2《第6条関係》
- 別表第3《第10条の2関係》

イ 駐車場の基本情報

第2条、第3条及び市のウェブサイトに基づき、駐車場の基本情報として、名称、所在地、供用時間及び収容台数を示すと以下のとおりである。

名称	所在地	供用時間	収容台数
金沢駅東駐車場	金沢市昭和町 16番2号	24時間 入出場可能時間： 午前7時から午後11時まで	352台
武蔵地下駐車場	金沢市本町 1丁目170番地	24時間 入出場可能時間： 午前7時から午後11時まで	194台
金沢市役所・美術館 駐車場	金沢市広坂 1丁目1番1号	24時間 入出場可能時間： 午前8時30分から午後11時まで	319台

ウ 駐車場の料金情報

まず、市駐車場条例第6条及び別表第2に規定されている、金沢市役所・美術館駐車場の料金情報（使用料）を示すと以下のとおりである。

種別			使用料
基本料金	月曜日から金曜日 までの日（休日を 除く。）	午前8時30分から 午後5時45分まで の間に入場した場合	入場1回につき30 分以内 無料
		午後5時45分を超 え午後11時までの 間に入場した場合	入場1回につき30 分以内 350円(金 沢21世紀美術館等 の入館者は、無料)
	休日		入場1回につき30 分以内 350円(金 沢21世紀美術館等 の入館者は、無料)
加算料金			30分を超えた場合 は、30分までごと に150円とする。 ただし、午後11時

種別	使用料
	を超え翌日の午前 8 時 30 分までの間 は、1,000 円とす る。

このように、金沢市役所・美術館駐車場は、時間貸しのみの供用となっている。なお、休日とは、次に掲げる日をいう。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日 ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 |
|--|

金沢 21 世紀美術館等の入館者とは、金沢 21 世紀美術館又は金沢能楽美術館に入館し、その施設を利用した者で、市長が別に定めるところにより、その確認を受けたものをいう。

この表の規定により計算した使用料の金額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

次に、市駐車場条例第 10 条の 2 及び別表第 3 に規定されている、金沢駅東駐車場の料金情報（利用料金）を示すと以下のとおりである。

種別		利用料金
普通駐車料金	基本料金	入場 1 回につき 1 時間以内 300 円
	加算料金	1 時間を超えた場合は、30 分までごとに 100 円とする。ただし、午後 11 時を超え翌日の午前 7 時までの間は、1,000 円とする。
定期駐車券料金		1 か月定期駐車券 20,950 円
回数駐車券料金		100 円券 (11 枚つづり) 1,000 円
		300 円券 (11 枚つづり) 3,000 円
パーキングカード料金		3,300 円相当券 3,000 円
		5,500 円相当券 5,000 円

金沢駅東駐車場は、利用する者の利便を図るため、定期駐車券、回数駐車券及びパーキングカードを発行することができる（市駐車場条例第 10 条の 3 第 1 項）。この表の規定により計算した利用料金（回数駐車券料金及びパーキングカード料金を除く。）の金額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

最後に、市駐車場条例第 10 条の 2 及び別表第 3 に規定されている、武蔵地下駐車場の料金情報（利用料金）を示すと以下のとおりである。

種別		利用料金
普通駐車料金	基本料金	入場 1 回につき、30 分以内は無料とし、30 分を超え 1 時間 30 分までは 300 円とする。
	加算料金	1 時間 30 分を超えた場合は、30 分までごとに 100 円とする。ただし、午後 11 時を超え翌日の午前 7 時までの間は、1,000 円とする。

種別		利用料金
定期駐車券料金	全日	1 か月定期駐車券 20,950 円
	昼間	1 か月定期駐車券 15,710 円
	夜間	1 か月定期駐車券 13,610 円
回数駐車券料金		100 円券(11 枚つづり) 1,000 円
		300 円券(11 枚つづり) 3,000 円
パーキングカード料金		3,300 円相当券 3,000 円
		5,500 円相当券 5,000 円

武蔵地下駐車場は、金沢駅東駐車場と異なり、利用可能な時間帯が異なる種別の定期駐車券が販売されている。定期駐車券の種別及び利用可能な時間帯を示すと以下のとおりである。

種別	利用可能な時間帯
全日	午前 0 時から午後 12 時まで
昼間	午前 7 時から午後 11 時まで
夜間	午後 6 時から翌日の午前 9 時まで

この表の規定により計算した利用料金(回数駐車券料金及びパーキングカード料金を除く。)の金額は、金沢駅東駐車場と同じく、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

また、駅東等駐車場における駐車場利用料金は、地自法第 244 条の 2 《公の施設の設置、管理及び廃止》第 8 項の規定により、指定管理者の収入とされている(市駐車場条例第 10 条の 2 第 2 項)。

エ 駐車場料金の減免

まず、金沢市役所・美術館駐車場において、使用料が減額又は免除されるパターンを示すと以下のとおりである。

減額 (市駐車場条例第 9 条第 2 項)
・ 市長が特に必要があると認めるとき
免除 (市駐車場条例第 9 条第 1 項)
・ 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

- ・国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する業務を行うため使用する自動車
- ・前2号に掲げるもののほか、公用又は公共的業務等のため使用する自動車で、市長が特に認めるもの

減免の事務に係る具体的な取扱いは、「金沢市役所・美術館駐車場使用料減免取扱要綱」に規定されている。減額の具体的な取扱いは以下のとおりである。

金沢市役所・美術館駐車場使用料減免取扱要綱第3条第1項

- ・市庁舎において選挙の期日前投票（公職選挙法第48条の2に規定する投票をいう。）又は不在者投票（同法第49条に規定する投票をいう。）を行う者が駐車場を利用する場合で、月曜日から金曜日までの日（市駐車場条例別表第2備考第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時45分を超え午後11時までの間（以下「平日夜間」という。）又は休日に当該利用に係る自動車を入場させたとき。
- ・市庁舎において平日夜間又は休日に市が開催する受付、相談等の業務を利用する者が駐車場を利用する場合で、平日夜間又は休日に当該利用に係る自動車を入場させたとき。
- ・前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる理由があるものとして市長が特に必要があると認めるとき。

金沢市役所・美術館駐車場使用料減免取扱要綱第3条第2項

- ・共通駐車サービス券を利用したとき。

免除の具体的な取扱いは以下のとおりである。

金沢市役所・美術館駐車場使用料減免取扱要綱第2条

- ・市又は金沢21世紀美術館等が発注する工事等のうち駐車場の場内又は金沢21世紀美術館等の館内において行われる工事等に関係する自動車で、駐車場を利用させる必要があるもの
- ・駐車場の場内の倉庫又は金沢21世紀美術館等の館内の収蔵庫、展示室等に荷物等の搬出又は搬入を行うために使用される自動車で、駐車場を利用させる必要があるもの
- ・本市又は金沢21世紀美術館等が設置する委員会等で市庁舎内又は金沢21世紀美術館等の館内において開催されるものに出席するために使用される自動車で、当該自動車の駐車場所を公用車駐車場に確保することが困難であるために駐車場を利用させる必要があるもの
- ・他の地方自治体又は公共的団体の職員が本市又は金沢21世紀美術館等に関する公務のために使用する自動車で、当該自動車の駐車場所を公用車駐車場に確保することが困難であるために駐車場を利用させる必要があるもの

- ・金沢 21 世紀美術館条例第 8 条第 1 項又は金沢能楽美術館条例第 9 条第 1 項に規定する施設の使用の承認を受けた者が行う開催行事等の準備等のために使用される自動車で、駐車場の使用料を免除する必要があるもの
- ・駐車場を現に利用している自動車で、市の事務処理の遅滞の理由により当該遅滞の時間に係る駐車場の使用料を免除する必要があるもの
- ・前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる自動車として市長が特に認めるもの

次に、駅東等駐車場において、利用料金が減額又は免除されるパターンを示すと以下のとおりである。

減額（市駐車場条例第 10 条の 5 第 2 項）

- ・指定管理者が特に必要があると認めるとき（市長の定めに基づく）

免除（市駐車場条例第 10 条の 5 第 1 項）

- ・道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- ・国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する業務を行うため使用する自動車
- ・前 2 号に掲げるもののほか、公用又は公共的業務等のため使用する自動車で、市長が特に認めるもの

減免の事務に係る具体的な取扱いは、「金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の利用料金の減免に関する取扱要領」に規定されている。減額の具体的な取扱いは以下のとおりである。

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の利用料金の減免に関する取扱要領第 2 条第 2 項

- ・むさしパーキングネット共通駐車サービス券及びまちなかパーキングネット共通駐車サービス券を利用したとき。

免除の具体的な取扱いは以下のとおりである。

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の利用料金の減免に関する取扱要領第 2 条第 1 項

- ・市が主催又は共催する行事等の関係者が使用する自動車で、主催者等から駅東等駐車場の利用にかかる料金相当額を支給されていないもの
- ・国、地方公共団体（ただし、市を除く）又は公共的団体が主催又は共催する行事等の関係者が使用する自動車で、主催者等から駅東等駐車場の利用にかかる料金相当額を支給されていないもの

- ・市の支援を受けてまちづくり事業等を行う民間企業等が主催又は共催する行事等の関係者が使用する自動車で、主催者等から駅東等駐車場の利用にかかる料金相当額を支給されていないもの
- ・市又は指定管理者が発注する工事等のうち駐車場の場内において行われる工事等に関する自動車で、駐車場を利用させる必要があるもの
- ・駐車場の場内の事務室又は倉庫等に荷物等の搬出又は搬入を行うために使用される自動車で、駐車場を利用させる必要があるもの
- ・前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が特に認めるもの

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
使用料及び手数料	249,080	237,781	59,641	72,401	98,500
繰入金	-	-	33,205	18,935	596
諸収入	389	421	59,652	62,706	59,977
市債	-	-	47,100	-	-
歳入合計	249,469	238,203	199,600	154,043	159,073
事業費	205,366	210,350	173,764	127,923	132,966
公債費	44,103	27,852	25,836	26,120	26,107
歳出合計	249,469	238,203	199,600	154,043	159,073

使用料及び手数料は駐車場料金収入である。令和2年度から、駅東等駐車場について、利用料金制度が導入された。これに伴い、歳出では事業費に含まれていた指定管理者に対する委託料が減少するとともに、歳入では使用料及び手数料に含まれる駅東等駐車場の利用料金収入が指定管理者の直接の収入に移管されたため減少している。一方で、指定管理納付金が指定管理者から入金されているため、令和2年度以降は、令和元年度以前と比較して、諸収入が増加している。一般会計からの繰入金は令和2年度以降、減少している。また、市債の未償還元金は、令和4年度末において93,010千円で、すべて金沢市役所・美術館駐車場に係るものであり、最終償還は令和23年度を予定している。

次に、平成30年度から令和4年度までの事業費の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
需用費	15,645	19,869	12,812	15,083	17,276
委託料	110,542	111,603	45,139	46,551	46,685

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
使用料及び賃借料	18,942	21,985	21,986	21,434	19,029
工事請負費	3,448	20,201	69,413	20,953	21,532
繰出金	34,664	14,881	5,522	8,328	8,610
その他	22,123	21,809	18,889	15,571	19,831
事業費合計	205,366	210,350	173,764	127,923	132,966

令和2年度に利用料金制度が導入されたことに伴い、令和2年度以降は、令和元年度以前と比較して、委託料が減少している。令和2年度において、金沢市役所・美術館駐車場で、駐車場泡消火設備改修工事として47,196千円の歳出を計上したことに伴い、工事請負費が増加している。一般会計への繰出金は、平成30年度が最も多額となっている。

(5) 駐車場単位の収支の推移

平成30年度から令和4年度までの駐車場料金の収入相当額の推移を駐車場ごとに示すと以下のとおりである。なお、本項以降の図表においては、報告書の体裁上、金沢駅東駐車場に関連する項目を「駅東」、武蔵地下駐車場に関連する項目を「武蔵」、金沢市役所・美術館駐車場を「市役所」と記載している。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
駅東	103,012	94,605	-	-	-
武蔵	40,193	38,031	-	-	-
駅東武蔵合計	143,205	132,637	-	-	-
市役所	105,874	105,144	59,435	72,195	98,296
指定管理納付金	-	-	58,521	59,322	59,154
収入相当額合計	249,080	237,781	117,956	131,517	157,450

(出所：市提供データ)

令和2年度は、新型コロナウイルスの蔓延に伴い、駐車場料金の収入相当額が落ち込んだが、令和3年度以降は回復傾向にある。平成30年度から令和4年度までの事業年度においては、平成30年度が最も多額となっている。また、駐車場料金の収入相当額のうち、金沢市役所・美術館駐車場の金額には共通サービス券の使用によるものが含まれている。そこで、平成30年度から令和4年度までの金沢市役所・美術館駐車場の駐車場料金の収入相当額について、現金徴収と共通サービス券に区分して示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
金額					
現金徴収	102,156	101,562	57,239	69,765	95,595
共通サービス券	3,718	3,581	2,196	2,430	2,700
収入相当額合計	105,874	105,144	59,435	72,195	98,296
比率					
現金徴収	96.5%	96.6%	96.3%	96.6%	97.3%
共通サービス券	3.5%	3.4%	3.7%	3.4%	2.7%
比率合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所：市提供データ)

収入相当額に占める共通サービス券の使用による金額は、平成30年度から令和4年度までにおいて、2,196千円から3,718千円の範囲であり、現金徴収による金額に比べて変動幅が小さい。収入相当額に占める共通サービス券の使用による比率は、平成30年度から令和4年度までにおいて、現金徴収による金額が最も少額である令和2年度が最大となっている。

共通サービス券は、まちなかパーキングネット共通駐車サービス券の精算により(株)金沢商業活性化センターから支払われているものである。

さらに、現金徴収による金額を市駐車場条例にいう「平日」及び「休日」に区分して示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
金額					
平日	53,454	50,343	33,999	38,391	51,460
休日	48,702	51,219	23,240	31,374	44,135
現金徴収合計	102,156	101,562	57,239	69,765	95,595
比率					
平日	52.3%	49.6%	59.4%	55.0%	53.8%
休日	47.7%	50.4%	40.6%	45.0%	46.2%
比率合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所：市提供データ)

平成30年度、令和3年度及び令和4年度において、現金徴収による「平日」と「休日」の比率を見ると、50%±5%の範囲に収まっている。なお、令和4年度における「平日」は243日、「休日」は122日であり、比率を算定すると、「平日」は66.6%、「休日」は33.4%である。

次に、平成30年度から令和4年度までの事業費に含まれる駐車場の管理費の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
駅東	58,881	70,326	27,513	40,428	41,909
武蔵	46,390	53,138	25,582	10,856	7,719
駅東武蔵合計	105,271	123,464	53,096	51,284	49,629
市役所	62,156	69,041	113,905	68,117	72,919
管理費合計	167,428	192,506	167,001	119,402	122,548

(出所：市提供データ)

令和2年度において、金沢市役所・美術館駐車場で、駐車場泡消火設備改修工事として47,196千円の歳出を計上したことに伴い、金沢市役所・美術館駐車場の管理費が増加している。

最後に、駐車場料金の収入相当額から駐車場の管理費を差し引いた駐車場単位の収支について、平成30年度から令和4年度までの推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
駅東	+44,130	+24,278	-	-	-
武蔵	-6,196	-15,106	-	-	-
駅東武蔵合計	+37,933	+9,172	+5,424	+8,037	+9,524
市役所	+43,718	+36,102	-54,469	+4,077	+25,377
管理費合計	+81,652	+45,275	-49,044	+12,115	+34,901

(出所：市提供データに基づく監査人の計算)

令和4年度における駅東等駐車場の収支は、新型コロナウイルスの蔓延による外出自粛の影響が小さいと思われる令和元年度を上回っているが、これは令和元年度において、金沢駅東駐車場の外壁改修工事等による工事請負費16,753千円の歳出があったためであり、令和4年度において令和元年度と同程度の改修工事等がなかったことを勘案すると、駅東等駐車場の収支は、令和元年度以前の水準に戻っていないと考えられる。

令和4年度における金沢市役所・美術館駐車場の収支は令和元年度の水準に達していない。

(6) 駐車場利用台数の推移

平成30年度から令和4年度までの駐車場利用台数の推移を駐車場ごとに示すと以下のとおりである。

(単位：台)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
駅東	130,500	122,766	77,526	82,088	88,984
武蔵	60,245	57,945	45,094	47,430	47,766
駅東武蔵合計	190,745	180,711	122,620	129,518	136,750
市役所	470,497	452,962	356,314	386,459	429,011

(出所：市提供データ)

これらのうち、金沢市役所・美術館駐車場の利用台数について、市駐車場管理条例にいう「平日」及び「休日」に区分して示すと以下のとおりである。

(単位：台)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
台数					
平日	371,121	352,772	297,501	309,091	332,213
休日	99,376	100,190	58,813	77,368	96,798
合計	470,497	452,962	356,314	386,459	429,011
比率					
平日	78.9%	77.9%	83.5%	80.0%	77.4%
休日	21.1%	22.1%	16.5%	20.0%	22.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所：市提供データ)

「休日」においても、マイナンバーカードの交付等、市役所における業務提供が全くないわけではないが、「休日」の金沢市役所・美術館駐車場の利用者は、金沢21世紀美術館の利用者が大半であると考えられる。「休日」の利用台数の比率は、令和4年度が最も高くなっている。

また、金沢市役所・美術館駐車場の駐車場料金の精算機は、金沢市役所第一本庁舎側の出入口、金沢21世紀美術館側の出入口、金沢市役所第一本庁舎敷地内の事前精算機、金沢21世紀美術館敷地内の事前精算機が設置されている。

(7) 駐車場管理ソフトの活用について

① 検出事項

金沢市役所・美術館駐車場は、市役所本庁舎側と美術館側に出入口があり、それぞれの出入口に駐車券発行機と全自動料金精算機が設置され、駐車場料金精算システム（賃借）により管理されている。また、事前精算機が市役所本庁舎側に1台、美術館側に2台設置されている。駐車場料金精算システムで使用する駐車場管理ソフトは、精算機別売上集計日報や入口出口毎時間帯入出場日報等が出力可能であるが、市役所本庁舎側と美術館側とが地下部分で連結しており、一体的に利用されているため、市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの利用状況が把握できないとのことである。

なお、金沢市役所・美術館駐車場は市役所や美術館を利用しない者も利用ができることから、その周辺施設を利用する一般市民の利用のために広く開かれた施設であるともいえる。休日は、市役所の行政サービスが一部のみ提供されているだけであることから、休日の駐車場料金収入は、美術館や、その周辺施設の利用者からのものが大半と思われる。

このように休日の駐車場料金収入が約46.2%を占めており、市役所や美術館を利用しない者も利用ができるため、市役所来庁者のためだけの駐車場とは言い切れないと考えられることから、金沢市役所・美術館駐車場を公の施設に変更して、将来の年度において、指定管理者制度の導入の可否を検討する場合のデータとして活用するために、市役所来庁者と美術館利用者の利用状況の把握が必要であると考えられる。利用状況の把握は、市役所来庁者が美術館側から入場したり、美術館利用者が市役所本庁舎側から入場したりすることもあるため、完全に把握することが難しいことは理解できる。しかし、例えば、精算場所を基に集計し、それぞれの利用台数の比率を算定するなどして、概括的に利用状況を把握することは可能であると考えられる。

② 問題点

駐車場料金精算システムが有効に活用されておらず、市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの利用状況が正確に把握できていない可能性がある。

③ 意見 08 《金沢市役所・美術館駐車場における駐車場管理ソフトの活用》

駐車場料金精算システムで出力できる帳票を有効に活用し、市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの利用状況を把握するように努める必要がある。

(8) 消費税及び地方消費税の申告について

① 検出事項

令和4年度における消費税及び地方消費税の確定申告書を閲覧したところ、以下の記載誤りが検出された。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表の右端の参考事項「基準期間における課税売上高」の記載漏れ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表における過剰な記載 |
|--|

なお、いずれの記載誤りも消費税及び地方消費税の確定申告額には影響がないものである。

②問題点

消費税及び地方消費税の確定申告書が正確に作成されていない。

③意見 09 《消費税及び地方消費税の確定申告書の記載誤り》

今後の申告において、消費税及び地方消費税の確定申告書の記載に誤りが生じないように留意する必要がある。

(9) サービス券の発行について

①検出事項

金沢市役所・美術館駐車場では、公用又は公共的業務等のため使用する自動車で、市長が特に認める場合等にサービス券を発行し、駐車料金を減免することがある。各所管課からの依頼に基づき、総務課がサービス券を交付し、余ったサービス券は返還される。令和4年度においては、合計17,239枚（うち市役所来庁者向け15,142枚、美術館利用者向け2,097枚）が交付されている。サービス券の交付状況は情報システムで管理されており、交付状況の明細を事後的に把握することが可能であるが、前年度と比較して大幅な増減がないか、また、増減があった場合の原因の把握等、全体的なサービス券の交付状況が十分に把握されていない。

②問題点

駐車場事業の収支に影響を与えるサービス券の発行状況の管理が不十分である。

③意見 10 《サービス券の発行目安の設定》

直近事業年度の実績等を踏まえた上で、必要以上にサービス券が発行されていないかどうか管理することを検討する必要がある。

8. 国民健康保険費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	国民健康保険費特別会計
市所管課	福祉健康局医療保険課
設置年度	昭和 39 年度
設置目的	国民健康保険法第 10 条の規定により設置が求められているため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①国民健康保険事業

(2) 事業内容の詳細

①国民健康保険事業

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤となる制度であり、後期高齢者医療制度に加入している者、職場の健康保険に加入している者又は生活保護を受けている者のほかは全て国民健康保険に加入することとなっている。国民健康保険の運営主体である保険者は市町村で、加入は世帯ごと、被保険者は各個人となっている。

また、徴収に関しては、国民健康保険料として徴収する方法と、国民健康保険税として徴収する方法があり、各市町村によって異なっているが、市の場合は国民健康保険料として徴収している。

国民健康保険では、被保険者の疾病、負傷等に際して、必要な保険給付を行っており、被保険者は、国民健康保険法第 36 条《療養の給付》等に規定される法定給付や、国民健康保険法第 58 条に規定される傷病手当金等の任意給付を受けることができる。

加えて、疾病、負傷等の事前措置として、被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては国保事業の健全な運営に資することを目的として、保健事業を実施している。

(3) 財務事務

①概要

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、国民健康保険費特別会計に係る条例マニュアル等として、「金沢市国民健康保険条例（以下「市国保条例」という。）」等が定められている。市国保条例の規定は以下のとおりである。

第 1 章 総則

第 1 条《本市が行う国民健康保険の事務》から第 11 条まで

第 2 章 被保険者

第 12 条《被保険者とならない者》

第 3 章 保険給付

第 13 条から第 17 条の 2 《結核医療給付金》まで

第4章 保健事業

第18条

第5章 保険料

第19条《保険料の賦課》から第40条《書類の公告》まで

第6章 雑則

第41条《施行規定》

第7章 罰則

第42条から第44条まで

国民健康保険費特別会計に係る条例マニュアル等は、市国保条例のほか、様々な条例マニュアル等が整備されており、次項以降で整理していく。

②規則

市国保条例に係る規則として、「金沢市国民健康保険条例施行規則（以下「市国保条例規則」という。）」及び「金沢市国民健康保険運営協議会規則（以下「市国保協議会規則」という。）」が定められている。市国保条例規則は、市国保条例の規定のうち、市長の権限に属する事務を制定したものであり、市国保条例規則の規定は以下のとおりである。

第1章 総則

第1条から第6条《保健委員の任期》まで

第2章 削除

第3章 保険給付

第8条から第10条の3《保険給付の支払の一時差止めの決定》まで

第4章 保険料

第11条から第25条まで

第5章 雑則

第26条《過料の決定》から第27条《施行規定》まで

市国保協議会規則は、金沢市国民健康保険運営協議会に関して必要な事項を定めることを目的とするものであり、市国保協議会規則の規定は以下のとおりである。

- | |
|----------------|
| 第1条《目的》 |
| 第2条《所掌事項》 |
| 第3条《委員の委嘱及び辞任》 |
| 第4条《協議会の議事》 |

③要綱・要領・取扱い

市は、国民健康保険法、国民健康保険法施行規則、市国保条例に係る事務に関する要綱・要領・取扱いを制定している。そのうち、国民健康保険法、国民健康保険法施行規則に係る事務に関する要綱・要領は以下のとおりである。

- | |
|--|
| 国民健康保険法第9条《届出等》関係
・金沢市国民健康保険料滞納に係る被保険者証の返還、被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱 |
| 国民健康保険法第44条関係
・金沢市国民健康保険一部負担金減免等に関する取扱い要綱
・東日本大震災等の被災者に係る金沢市国民健康保険一部負担金免除に関する取扱い特例要綱 |
| 国民健康保険法第57条の2《高額療養費》関係
・金沢市国民健康保険高額療養費の支払の特例に関する実施要綱
・金沢市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱 |
| 国民健康保険法施行規則第26条の5《食事療養標準負担額の減額に関する特例》、国民健康保険法施行規則第26条の6の4《生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等》及び国民健康保険法施行規則第27条の14の5《令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはハ、第四号ホ若しくはハ又は第五号ロの市町村又は組合の認定》関係
・国民健康保険標準負担額差額支給事務取扱要領 |
| 国民健康保険法施行規則第27条の14の2《令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定》関係
・国民健康保険限度額適用認定事務取扱要領 |

市国保条例に係る事務に関する要綱・要領・取扱いは以下のとおりである。

市国保条例第 16 条《出産育児一時金》関係

- ・ 金沢市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度実施要綱
- ・ 金沢市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱

市国保条例第 35 条《保険料の減免》関係

- ・ 金沢市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る保険料減免取扱要領
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和 4 年度国民健康保険料の減免取扱いについて
- ・ 令和 4 年 8 月大雨災害により被害を受けた者に対する国民健康保険料の減免の取扱いについて

このほか、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、国民健康保険料に係る延滞金の減免の取扱いについて必要な事項を定める「金沢市国民健康保険料延滞金減免取扱要綱」がある。

④市国保条例に規定される事務

ア 保険給付

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされているが（国民健康保険法第 2 条）、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない（市国保条例第 14 条）。市においては、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付のほか、出産育児一時金（市国保条例第 16 条）、葬祭費（市国保条例第 17 条）及び結核医療給付金（以下、まとめて「出産育児一時金等」ということがある。）を支給する（市国保条例第 17 条の 2）。出産育児一時金及び葬祭費の支給については、被保険者から支給申請書が提出され、支給申請書の内容を確認した上で、支給を行う（市国保条例規則第 9 条、第 10 条）。

出産育児一時金等の支給額は以下のとおりである。

- ・ 出産育児一時金 488,000 円（市長が健康保険法施行令第 36 条但し書に規定する出産であると認めるときは、500,000 円）
- ・ 葬祭費 50,000 円
- ・ 結核医療給付金 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該被保険者が負担する額

令和4年度における出産育児一時金等の支給件数及び支給総額は以下のとおりである。

(金額単位：円)

項目	支給件数	支給総額
出産育児一時金	168	72,246,024
葬祭費	535	26,750,000
結核医療給付金	69	27,560

(出所：市提供データ)

出産育児一時金は、医療機関等への直接支払制度を適用し、出産育児一時金から出産費用を差し引いた差額のみを被保険者に支給することがあるため、支給総額に端数が生じている。

イ 保健事業

市が被保険者の健康の保持増進のため行う主な事業は以下のとおりである（市国保条例第18条）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 ・ 特定保健指導 ・ 脳ドック受診助成 ・ 医療費通知 ・ ジェネリック医薬品差額通知 |
|--|

特定健康診査とは、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（いわゆる健康診断）であり、特定保健指導とは、特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群と判定された被保険者に行う生活習慣改善のための保健指導をいう。特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を示すと以下のとおりである。

項目	R3d	R4d
特定健康診査		
対象者数	58,903名	55,187名
受診者数	22,687名	21,232名
受診率	38.5%	38.5%
特定保健指導		
対象者数	2,248名	2,217名
実施数	474名	481名
実施率	21.1%	21.7%

(出所：市提供データ)

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率は、横ばいの状態である。

医療費通知とは、被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては国保事業の健全な運営に資するため、年4回実施するものであり、ジェネリック医薬品差額通知とは、生活習慣病による長期服用者等を対象に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担がどの程度軽減されるかを通知することにより、被保険者の負担軽減、医療費適正化を図るものであり、年3回実施している。

脳ドック受診助成とは、脳疾患の予防及び早期発見・早期治療となるよう、40歳以上の受診希望者（希望者多数の場合は抽選）に脳ドック受診の助成を実施するものである。脳ドック受診料 33,610 円のうち7割相当の 23,530 円を助成するものであり、過去5年間に、この制度の助成を受けた者等は助成を受けられない。脳ドック受診助成の実施状況を示すと以下のとおりである。

項目	R3d	R4d
申込者数	586 名	331 名
定員	400 名	400 名
受診者数	364 名	241 名
助成金額	8,565 千円	5,671 千円

(出所：市提供データ)

令和4年度の申込者数は、定員に満たない状況であるが、令和3年度においては、申込者数が多数であったため、抽選となっている。

ウ 保険料の決定

保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収し（市国保条例第19条）、国民健康保険費特別会計の1年間において、負担すると予想される医療費の支払いに充てる「基礎賦課額」、75歳以上の者を対象とした後期高齢者医療制度への支援に充てる「後期高齢者支援金等賦課額」、40歳から64歳までの者の介護保険料に充てる「介護納付金賦課額」を合算して、賦課額が決定される（市国保条例第19条の2）。

「基礎賦課額」、「後期高齢者支援金等賦課額」、「介護納付金賦課額」は、それぞれ、世帯内の加入者全員の所得に応じて算定する「所得割」、世帯内の加入者一人につき算定する「被保険者均等割」、一世帯につき算定する「世帯別平等割」に区分して計算され、具体的な保険料率は以下のとおりである。

基礎賦課額（賦課限度額 630,000 円）	
(1) 所得割	総所得金額等の年 100 分の 7.40
(2) 被保険者均等割	被保険者 1 人につき年 24,000 円
(3) 世帯別平等割	
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1 世帯につき年 19,800 円
特定世帯※1	1 世帯につき年 9,900 円
特定継続世帯※2	1 世帯につき年 14,850 円

- ※1 これまで被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の他の被保険者が1人だけとなった世帯（5年間に限る。）
- ※2 被保険者が1人だけの世帯のうち、特定世帯としての期間を満了した世帯（3年間に限る。）

後期高齢者支援金等賦課額（賦課限度額 190,000 円）

- (1) 所得割 総所得金額等の年 100 分の 2.58
- (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき年 10,320 円
- (3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 6,720 円

特定世帯 1 世帯につき年 3,360 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 5,040 円

介護納付金賦課額（賦課限度額 170,000 円）

- (1) 所得割 総所得金額等の年 100 分の 2.34
- (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき年 11,880 円
- (3) 世帯別平等割 1 世帯につき年 6,000 円

（出所：市告示「令和4年度の国民健康保険料の料率等について」）

原則、標準保険料率に準拠しつつも、医療分の均等割は市民生活への影響に配慮し、中・低所得者層において大幅な保険料の増額とならないよう据置しているとのことである。

市民税課の所得情報と市民課の住民情報を医療保険課の国民健康保険事務処理標準システムに取り込み、システム内で各被保険者世帯の保険料計算を行い、その計算結果を納入通知書として各被保険者世帯に郵送している。4月、5月の保険料は仮算定として前々年所得に基づき計算し、6月に本算定として前年所得に基づき年間保険料を決定している。

なお、保険料に係るパラメータの設定であるが、事前にパラメータ設定の計画書を作成し、医療保険課でのチェックのほか、外部委託業者にもチェックしている。それを踏まえて事前テストを何度も行い処理が正しいことを確認し、パラメータの設定に係る本番作業を行う。事前テストの算定結果を一部抽出し、3名体制で確認する。算定結果の確認事項を挙げると以下のとおりである。

- ・軽減措置の対象となる場合、適切に処理されているか
- ・新年度の保険料率等が変わっているか
- ・制度改正があれば適用されているか
- ・市民税情報、住民基本台帳情報など他の所管課との連携が反映されているか

エ 保険料の減額・減免

保険料の減額又は減免について、市国保条例の規定を示すと以下のとおりである。

- ・ 第 31 条 《低所得者の保険料の減額》
- ・ 第 31 条の 2 《特例対象被保険者等の特例》
- ・ 第 31 条の 3 《未就学児の被保険者均等割額の減額》
- ・ 第 35 条 《保険料の減免》

市国保条例第 31 条は、世帯主と被保険者の総所得金額等が一定基準額以下であれば、被保険者均等割と世帯別平等割を減額するものであり、市国保条例第 31 条の 3 は、未就学児（6 歳になる前の子供）の被保険者均等割を減額するものである。市国保条例第 31 条及び市国保条例第 31 条の 3 は、被保険者からの申請は必要でなく、国民健康保険事務処理標準システムにおいて自動処理される。

市国保条例第 31 条の 2 は、非自発的失業者（勤務先の倒産、解雇、雇い止め等による失業者）の保険料を減額するものであり、市国保条例第 35 条は、災害等により生活が著しく困難となった者の保険料を減額するものである。市国保条例第 31 条の 2 及び市国保条例第 35 条は、被保険者からの申請が必要であり、申請内容を審査した上で、保険料の減額又は減免を行う。

保険料の減額・減免のうち、市国保条例第 31 条及び第 31 条の 3 に基づき減額する金額は以下のとおりである。

基礎賦課額から減額する額

(1) 条例第 31 条第 1 項第 1 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 16,800 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 13,860 円

特定世帯 1 世帯につき年 6,930 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 10,395 円

(2) 条例第 31 条第 1 項第 2 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 12,000 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 9,900 円

特定世帯 1 世帯につき年 4,950 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 7,425 円

(3) 条例第 31 条第 1 項第 3 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 4,800 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 3,960 円

特定世帯 1 世帯につき年 1,980 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 2,970 円

(4) 条例第 31 条の 3 第 1 項及び同条第 4 項の減額する額

条例第 31 条第 1 項第 1 号、2 号又は 3 号により減額されている世帯以外の世帯
対象の被保険者 1 人につき年 12,000 円

条例第 31 条第 1 項第 1 号により減額されている世帯 対象の被保険者 1 人につき
年 3,600 円

条例第 31 条第 1 項第 2 号により減額されている世帯 対象の被保険者 1 人につき
年 6,000 円

条例第 31 条第 1 項第 3 号により減額されている世帯 対象の被保険者 1 人につき
年 9,600 円

後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

(1) 条例第 31 条第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 7,224 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 4,704 円

特定世帯 1 世帯につき年 2,352 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 3,528 円

(2) 条例第 31 条第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 5,160 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 3,360 円

特定世帯 1 世帯につき年 1,680 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 2,520 円

(3) 条例第 31 条第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号の減額する額

ア 被保険者 1 人につき年 2,064 円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1 世帯につき年 1,344 円

特定世帯 1 世帯につき年 672 円

特定継続世帯 1 世帯につき年 1,008 円

(4) 条例第 31 条の 3 第 3 項において準用する同条第 1 項及び同条第 6 項におい
て準用する同条第 4 項の減額する額

条例第 31 条第 5 項において準用する条例第 31 条第 1 項第 1 号、2 号又は 3 号によ
り減額されている世帯以外の世帯 対象の被保険者 1 人につき年 5,160 円

条例第 31 条第 5 項において準用する条例第 31 条第 1 項第 1 号により減額されて
いる世帯 対象の被保険者 1 人につき年 1,548 円

条例第 31 条第 5 項において準用する条例第 31 条第 1 項第 2 号により減額されて
いる世帯 対象の被保険者 1 人につき年 2,580 円

条例第 31 条第 5 項において準用する条例第 31 条第 1 項第 3 号により減額されて
いる世帯 対象の被保険者 1 人につき年 4,128 円

介護納付金賦課額から減額する額	
(1) 条例第 31 条第 6 項において準用する同条第 1 項第 1 号の減額する額	
ア 被保険者 1 人につき年 8,316 円	
イ 1 世帯につき年 4,200 円	
(2) 条例第 31 条第 6 項において準用する同条第 1 項第 2 号の減額する額	
ア 被保険者 1 人につき年 5,940 円	
イ 1 世帯につき年 3,000 円	
(3) 条例第 31 条第 6 項において準用する同条第 1 項第 3 号の減額する額	
ア 被保険者 1 人につき年 2,376 円	
イ 1 世帯につき年 1,200 円	

(出所：市告示「令和 4 年度の国民健康保険料の料率等について」)

オ 保険料の徴収

被保険者が保険料を納付する方法は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の預貯金口座からの振替 ・ 納入通知書を使用した金融機関での納付 ・ 納入通知書を使用したコンビニエンスストアでの納付 ・ 納入通知書の QR コードを読み取ることによるスマートフォン決済 ・ 町会に納付組合がある場合、組合を通じた納付 ・ 世帯内の国保加入者が全て 65 歳以上の場合、世帯主の年金からの天引き

令和 4 年度末において、国民健康保険に加入する世帯数は 53,628 世帯であり、このうち預貯金口座からの振替により納付する世帯が 24,350 世帯、納入通知書により納付する世帯が 15,437 世帯とのことである。

ここで、保険料の収納状況を示すと以下のとおりである。

(金額単位：千円)

項目	R3d	R4d
現年賦課分		
調定額	8,712,748	8,264,311
収納額	8,150,991	7,725,412
不納欠損額	-	-
収入未済額	561,757	538,899
収納率	93.6%	93.5%
滞納繰越分		
調定額	1,522,205	1,444,165

項目	R3d	R4d
収納額	332,587	280,747
不納欠損額	281,715	261,206
収入未済額	907,902	902,212
収納率	21.8%	19.4%
合計		
調定額	10,234,953	9,708,477
収納額	8,483,578	8,006,159
不納欠損額	281,716	261,206
収入未済額	1,469,659	1,441,111
収納率	82.9%	82.5%

(出所：市提供データ)

なお、上記の表の項目について、内容を補足すると以下のとおりである。

現年賦課分	…その年度に被保険者に賦課された保険料
滞納繰越分	…過年度に被保険者に賦課された保険料で収納されていなかった保険料
調定額	…歳入の内容を調査し決定した金額
収納額	…調定額のうち、出納閉鎖日までに実際に収納された金額
不納欠損額	…調定額のうち、消滅時効の成立等により徴収ができないと認定された金額
収入未済額	…調定額のうち、出納閉鎖日までに実際に収納されなかった金額
収納率	…調定額に占める収納額の割合

令和4年度と令和3年度を比較すると、収納額、不納欠損額、収入未済額、収納率が、いずれも下がっている。

保険料が納付されない場合、市は、納期限後20日以内に、被保険者に対し督促状を発送する。督促状の発送によっても納付がない場合は、催告状を発送するとともに、電話催告や訪問催告を併用し、納付交渉や生活実態調査を行う。保険料の時効は2年と短期間であることから(国民健康保険法第110条第1項)、時効が成立しないよう、様々な手段を用いて、回収に努めている。

納付交渉や生活実態調査の結果、以下のような顛末となる。

- ・減免（減免該当事由がある場合）
- ・納付約束を取り付けることによる一括納付又は分割納付
- ・生活保護等（生活支援等の必要がある場合、生活支援課と連携して実施）
- ・財産調査（納付意欲がなく、上記3パターンのいずれにも該当しない場合）

財産調査の結果、被保険者に財産があるにもかかわらず、納付意欲がないことが判明した場合、財産の差押えが行われることになる。令和4年度においては、差押え件数が114件となっている。

⑤不納欠損処分

徴収できなかった保険料について、一定の事由が生じた場合、市は不納欠損処分を行う（市財務規則第279条第1項）。一定の事由とは以下のとおりである（市財務規則第279条第2項、第3項）。

- ・債権が免除されたこと。
- ・債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたこと（債権が法律の規定により債務者の援用を待たないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したこと。）。
- ・債権で国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収するものが国税徴収法第153条《滞納処分の停止の要件等》第4項又は第5項の規定により消滅したこと。
- ・債権について、以下の規定によりその全部又は一部が消滅したものとみなして整理したこと。
- ・当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。
- ・債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者が消滅時効の援用をしない場合等を除く。）。
- ・債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- ・破産法第253条《免責許可の決定の効力等》第1項、会社更生法《更生債権等の免責等》第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。

保険料の不納欠損額を年度別・事由別に集計すると以下のとおりである。

(金額単位：千円)

事由	項目	R3d	R4d
執行停止済み			
競売事件競落するも無配当。その後行方不明となり催告不能になったため、執行停止 決裁済みで、その後2年経過したもの			
	世帯数	-	1
	金額	-	39
	金額／世帯数	-	39
生活保護開始			
生活保護適用者で生活保護開始より2年経過したもの			
	世帯数	290	269
	金額	13,089	11,267
	金額／世帯数	45	41
市外転出			
転出済みで催告するも納付なく2年経過したもの			
	世帯数	712	697
	金額	31,496	28,072
	金額／世帯数	44	40
差押え失効			
公売又は裁判所無配当で失効より2年経過したもの			
	世帯数	1	1
	金額	6	2
	金額／世帯数	6	2
滞納処分する財産なし			
所得割による賦課額があるが督促後2年経過したもの			
	世帯数	1,260	1,047
	金額	107,231	87,490
	金額／世帯数	85	83
生活困窮者			
所得割による賦課額がなく督促後2年経過したもの			
	世帯数	1,412	1,275
	金額	62,302	52,644
	金額／世帯数	44	41
所在・財産不明			
行方不明者で督促後2年経過したもの			
	世帯数	697	553
	金額	27,162	24,831

事由	項目	R3d	R4d
	金額／世帯数	38	44
納付約束不履行			
納付約束の破棄、社会保険資格取得等により不履行になったもの			
	世帯数	484	631
	金額	40,426	56,858
	金額／世帯数	83	90
合計			
	世帯数	4,856	4,474
	金額	281,715	261,206
	金額／世帯数	58	58

(出所：市提供データ)

令和4年度において、保険料の不納欠損額のうち、最も多額である事由は「滞納処分する財産なし」であり、次に多額である事由は「納付約束不履行」である。

これらの事由の不納欠損額を令和3年度と比較すると、「滞納処分する財産なし」は、令和3年度の107,231千円から令和4年度は87,490千円に減っている。一方で、「納付約束不履行」は、令和3年度の40,426千円から令和4年度は56,858千円に増えている。

⑥被保険者からの申請

例えば、葬祭費の申請は、葬祭費支給申請書の提出が必要である等（市国保条例規則第10条）、被保険者は、国民健康保険事業に係る申請を行う場合は、書面の提出が必要であるが、令和3年度末から、一部の申請についてオンライン申請が可能となった。オンライン申請が可能である申請について、令和4年度における申請の合計件数と、その内に占めるオンライン申請の件数、割合を示すと以下のとおりである。

申請内容	合計件数	オンライン件数	オンライン割合
国民健康保険資格取得異動届（社保離脱）	10,463	193	1.8%
国民健康保険資格喪失異動届（社保加入）	8,250	240	2.9%
国民健康保険食事療養標準負担額差額支給	149	0	0.0%
国民健康保険療養費支給申請（補装具）	743	5	0.7%
国民健康保険療養費支給申請（10割負担）	134	0	0.0%
国民健康保険葬祭費支給申請	535	4	0.7%

(出所：市提供データ)

⑦消費税及び地方消費税の納付

国民健康保険費特別会計は、後述のように、保険料収入や県からの交付金による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳入の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
国民健康保険料	9,290	9,186	8,950	8,501	8,022
療養給付費等交付金	33	-	-	-	-
国庫支出金	0	1	166	42	0
県支出金	32,885	32,462	31,188	32,385	31,672
財産収入	0	0	0	0	0
繰入金	3,222	3,344	3,069	3,153	3,120
繰越金	1,083	119	199	244	185
諸収入	102	242	197	206	220
歳入合計	46,618	45,357	43,772	44,534	43,222

国民健康保険料が被保険者からの収納による保険料収入であり、県支出金は、石川県からの交付金である。繰入金は、主に一般会計からの繰入金であるが、国民健康保険法の規定に基づき繰入れが必要とされる法定の項目と、市の判断で繰入れる任意の項目がある。そこで、繰入金の内訳を示すと以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
法定（一般会計からの繰入金）					
職員給与費等繰入金	200	192	202	199	191
保険基盤安定繰入金	2,299	2,293	2,261	2,259	2,192
出産育児一時金繰入金	73	61	64	52	46
財政安定化支援事業繰入金	242	194	168	176	221
未就学児均等割保険料	-	-	-	-	19
法定項目合計	2,816	2,741	2,697	2,688	2,671
任意（一般会計からの繰入金）					
市単独事業波及繰入金	198	229	235	307	448
葬祭費等繰入金	64	30	-	-	-
負担緩和特例繰入金	86	66	78	93	-

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
事務費繰入金	57	62	56	41	-
任意項目合計	406	389	371	442	448
一般会計からの繰入金合計	3,222	3,131	3,069	3,131	3,120
基金からの繰入金	-	212	-	22	-
繰入金合計	3,222	3,344	3,069	3,153	3,120

(出所：市提供データ)

令和4年度においては、一般会計からの繰入金合計のうち、法定項目合計が85.6%($\equiv 2,671 \div 3,120 \times 100\%$)を占めており、一般会計からの繰入金は、法定項目が大半を占めていると考えられる。繰越金は毎年度計上されており、諸収入には保険給付費返還金等が含まれている。

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳出の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
総務費	880	367	461	602	623
保険給付費	44,828	44,528	42,450	43,488	42,209
保健事業費	274	261	231	258	248
基金積立金	515	-	385	-	49
歳出合計	46,498	45,157	43,527	44,349	43,131

令和4年度の総務費には、国民健康保険新システム導入費248百万円、過年度保険料還付金172百万円、国民健康保険事務処理標準システム帳票印刷対応構築業務等の委託に係る一般経費が含まれている。

保険給付費は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して要した歳出であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
一般被保険者保険給付費	32,018	31,294	30,363	31,577	30,813
審査支払手数料	63	65	60	63	18
国民健康保険事業費納付金	12,545	13,136	12,025	11,847	11,377
その他	201	31	0	0	0
保険給付費合計	44,828	44,528	42,450	43,488	42,209

保健事業費は、市が被保険者の健康の保持増進のため行う事業に関して要した歳出であり、特定健康診査費が大半である。

基金積立金は、国民健康保険財政の健全な運営に資することを目的とする国民健康保険財政調整基金の積立てに係る歳出であり、規模が適切な水準となる点に留意しながら残高が調整されている。平成30年度末から令和4年度末までの国民健康保険財政調整基金の残高の推移を示すと以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

基金名	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末	R4d 末
国民健康保険財政調整基金	2,968	2,756	3,141	3,118	3,167

(出所：市提供データ)

なお、令和4年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は91百万円となる。

(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について

① 検出事項

国民健康保険料の不納欠損処分状況を把握したところ、令和4年度において、最も多額であるのは「滞納処分する財産なし(1,047世帯、87,490千円)」であるが、「納付約束不履行(631世帯、56,858千円)」といった原因も散見される。

国民健康保険事務処理標準システムは、未来の日付を入力することにより、消滅時効が完成予定である滞納者の一覧表(時効一覧)を出力することが可能であるが、地区ごとの担当者が債務者単位で個別にチェックを実施するのみであり、当該機能を使っての時効一覧を出力することによる、上席者によるチェックは行っていないとのことである。

② 問題点

国民健康保険料の不納欠損額を減らすことにより、国民健康保険特別会計の歳入額が増やせると考えられるが、取り組みが不十分である可能性がある。

③ 意見11《消滅時効完成を防ぐ措置の徹底》

上席者による時効リストの定期的なモニタリング等により、国民健康保険料の不納欠損処理額を減らすよう注力する必要がある。

(6) 外国語による催告について

① 検出事項

国民健康保険料の滞納者には、日本語が不得手な者がいるとのことであるが、催告書は日本語のみとなっている。

② 問題点

滞納者に催告していることが伝わらないことから、滞納者に対する催告が有効でない可能性がある。

③意見 12 《外国語による催告》

QR コードを印刷し、外国語による支払方法が記載されたサイトへ誘導すること等により、日本語が不得手な滞納者に対する催告が有効になるような施策を検討する必要がある。

(7) 業務委託契約を随意契約とする場合の理由について

①検出事項

令和4年度の国民健康保険事業に係る総務費のうち、以下の業務委託契約の内容を検証した。

- ・ 国民健康保険事務処理標準システム帳票印刷対応構築業務
契約金額：4,690,840 円（消費税及び地方消費税を含む）
契約の相手：福島印刷株式会社

- ・ 国民健康保険被保険者証作成業務等委託
契約金額：4,703,562 円（消費税及び地方消費税を含む）
契約の相手：福島印刷株式会社

- ・ 国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務委託
契約金額：15,084,080 円（消費税及び地方消費税を含む）
契約の相手：福島印刷株式会社

これらの業務委託契約はすべて随意契約である。業務委託契約は、地自法に準じたルールを適用している限り、原則として競争入札によることになるが、随意契約が許容されうる場合もある。随意契約の締結が可能な場合の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」がある。

これは「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合（最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決）」とされる。この点につき、どのような判断をしたのか明確にするために、随意契約の理由を具体的に記録し、団体として承認を行う事務となっていることから、随意契約を締結するに当たっては、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を含めた総合的な検討を行う必要があると考えられる。

随意契約の理由は、業務ごとに細かい相違はあるが、「委託先である福島印刷(株)が、大量処理が可能な大型印刷機及び封入封緘機を有し、納入通知書等の印刷及び封入封

業業務を誠実に履行しており、これら印刷等業務を期限内に的確に履行できる県内唯一の業者であるため。」といった内容であった。「県内唯一」という点は、例年2月に県内の業者に対して行う電話による聞き取り調査を根拠にしており、業者の印刷所にて印刷物の検収等を行う必要があるため、県内の業者に限定しているとのことである。しかし、随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果が記録されていない。

②問題点

当該委託の経済性を判断するにあたり、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を含めた総合的な検討を行うための情報が一部記録されていない。

③意見 13《随意契約の理由の記録》

随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果を記録する必要がある。

(8) オンライン申請について

①検出事項

国民健康保険資格取得異動届（社保離脱）等、一部の事務手続きでオンライン申請ができるようになった。しかし、書面による提出に比べると、件数（人数）が少ない状況にある。例えば、令和4年度における国民健康保険資格取得異動届（社保離脱）をオンライン申請した件数は、全体の1.8%程度にとどまる。

②問題点

オンライン申請による事務の効率化が進んでいない。

③意見 14《オンライン申請の普及に向けた広報》

市民に対し、オンライン申請ができる旨を広報する等して、オンライン申請の普及に一層努める必要がある。

(9) 情報システムに係るログについて

①検出事項

国民健康保険事業に係る各種の事務を執行するに当たり、国民健康保険事務処理標準システムを利用している。当該システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであり、情報セキュリティ対策等に留意する必要があると考えられる。金沢市情報セキュリティ対策基準第33条によると、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種（アクセス）ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならないとされている。

なお、保存が求められるログは以下のものである。

(1)利用者 ID

(2)ログオン及びログオフの日時

(3) 操作の内容

(4) システムへのアクセスの失敗に関する記録

(5) システムの警告及びシステムの障害に関する記録

また、国民健康保険事務処理標準システムには、ログの検索機能があるが、ログの量が膨大であるということもあり、ログのモニタリングを実施していない。一方で、金沢市情報セキュリティ対策基準第 85 条によると、情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならないとされている。自己点検は、所管課が「情報システムの利用者に対する自己点検シート（システム管理者向け、利用者向けの 2 種類）」を作成し、デジタル行政戦略課に提出することで実施している。

② 問題点

国民健康保険事務処理標準システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであるため、アクセスログのモニタリングは重要であると考えられるが、実施されていない。

③ 意見 15 《情報システムに係る各種ログのモニタリング》

システムへのアクセスの失敗、システムの警告及びシステムの障害等、一定の特性をもつアクセスログだけでも、モニタリングを実施することを検討する必要がある。

9. 後期高齢者医療費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	後期高齢者医療費特別会計
市所管課	福祉健康局医療保険課
設置年度	平成 20 年度
設置目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条の規定により設置が求められているため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①後期高齢者医療事業

(2) 事業内容の詳細

①後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、日本の少子高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、その医療費を国民全体で支える制度として、国の医療制度改革により平成 20 年 4 月に創設された。原則として 75 歳以上の者は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、船員保険などから後期高齢者医療制度に加入することになる。

後期高齢者医療制度では、保険財政の安定化を図るため都道府県ごとに設置された広域連合が制度運営の主体となり、市は「石川県後期高齢者医療広域連合（以下「県広域連合」という。）」に加入している。

したがって、国民健康保険とは異なり、保険料の決定、医療を受けたときの給付、被保険者証の発行、保健事業など主な運営は県広域連合が行い、市は、各種申請や相談の窓口として被保険者に対応し、被保険者証の発送や保険料の徴収などの事務を行う。

(3) 財務事務

①概要

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、後期高齢者医療費特別会計に係る条例マニュアル等として、「金沢市後期高齢者医療に関する条例（以下「市後期医療条例」という。）」等が定められている。市後期医療条例の規定は以下のとおりである。

第 1 条 《趣旨》

第 2 条 《本市において行う事務》

第 3 条 《保険料を徴収すべき被保険者》

第 4 条 《普通徴収に係る保険料の納期》

第 5 条 《普通徴収の特例》

第 6 条 《委任》

第 7 条 《罰則》

第 8 条

また、市後期医療条例に係る規則として、「金沢市後期高齢者医療に関する規則（以下「市後期医療規則」という。）」が定められており、市後期医療規則の規定は以下のとおりである。

- | |
|--------------|
| 第1条《趣旨》 |
| 第2条《書類の様式》 |
| 第3条《権限の委任》 |
| 第4条《徴収職員の証票》 |
| 第5条《雑則》 |

後期高齢者医療費特別会計に係る条例マニュアル等は、市後期医療条例及び市後期医療規則のほか、本報告書において記載すべきものは見当たらなかった。

②市後期医療条例に規定される事務

市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行う（市後期医療条例第2条）。

- | |
|--|
| (1) 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「県広域連合条例」という。）第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 |
| (2) 県広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し |
| (3) 県広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 |
| (4) 県広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する県広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し |
| (5) 県広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 |
| (6) 県広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し |
| (7) 県広域連合条例第20条の申告書の提出の受付 |
| (8) 県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 |
| (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務 |

③保険料の徴収

保険料の収納状況を示すと以下のとおりである。

（金額単位：千円）

項目	R3d	R4d
現年賦課分		
調定額	5,139,218	5,568,467
収納額	5,116,389	5,541,372
不納欠損額	-	-
収入未済額	22,829	27,095
収納率	99.6%	99.5%

項目	R3d	R4d
滞納繰越分		
調定額	48,427	46,878
収納額	12,603	11,832
不納欠損額	11,573	9,404
収入未済額	24,251	25,642
収納率	26.0%	25.2%
合計		
調定額	5,187,645	5,615,345
収納額	5,128,992	5,553,204
不納欠損額	11,573	9,404
収入未済額	47,080	52,737
収納率	98.9%	98.9%

(出所：市提供データ)

令和4年度と令和3年度がともに、収納率が98.9%と調定額の大半が収納できている状況である。

④被保険者からの申請

例えば、葬祭費の申請は、葬祭費支給申請書の提出が必要である等、被保険者は、後期高齢者医療事業に係る申請を行う場合は、書面の提出が必要であるが、令和3年度末から、一部の申請についてオンライン申請が可能となった。オンライン申請が可能である申請について、令和4年度における申請の合計件数と、その内に占めるオンライン申請の件数、割合を示すと以下のとおりである。

申請内容	合計件数	オンライン件数	オンライン割合
後期高齢者医療食事療養標準負担額差額支給	249	0	0.0%
後期高齢者医療療養費支給申請（補装具）	1,366	2	0.1%
後期高齢者医療療養費支給申請（10割負担）	8	0	0.0%
後期高齢者医療葬祭費支給申請	3,759	26	0.7%

(出所：市提供データ)

⑤消費税及び地方消費税の納付

後期高齢者医療費特別会計は、後述のように、保険料収入による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
後期高齢者医療保険料	4,797	5,028	5,145	5,138	5,562
繰入金	1,217	1,228	1,270	1,301	1,378
繰越金	16	17	11	8	18
諸収入	5	7	8	9	8
歳入合計	6,036	6,281	6,435	6,457	6,967
総務費	67	57	74	83	73
後期高齢者医療広域連合納付金	5,952	6,212	6,352	6,355	6,869
歳出合計	6,019	6,269	6,426	6,439	6,943

歳入のうち、後期高齢者医療保険料が被保険者からの収納による保険料収入であり、繰入金は、一般会計からの繰入金であり、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金から構成される。

歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合に対する納付金である。令和4年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は24百万円となる。

(5) オンライン申請について

① 検出事項

後期高齢者医療食事療養標準負担額差額支給等、一部の事務手続きでオンライン申請ができるようになった。しかし、書面による提出に比べると、件数（人数）が少ない状況にある。例えば、令和4年度における後期高齢者医療葬祭費支給申請をオンライン申請した件数は、全体の0.7%程度にとどまる。

② 問題点

オンライン申請による事務の効率化が進んでいない。

③ 意見16《オンライン申請の普及に向けた広報》

市民に対し、オンライン申請ができる旨を広報する等して、オンライン申請の普及に一層努める必要がある。

10. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計
市所管課	こども未来局子育て支援課
設置年度	平成8年度
設置目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条の規定により設置が求められているため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(2) 事業内容の詳細

①母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子家庭等に様々な用途の資金を貸付けるものである。貸付対象者と根拠法令は以下のとおりである。

- ・母子福祉資金：母子家庭の母、父母のない児童
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条)
- ・父子福祉資金：父子家庭の父
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の6)
- ・寡婦福祉資金：寡婦、40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条)
- ・母子父子福祉団体
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条)

また、資金の種別及び内容は以下のとおりである。

- ・事業開始資金（事業を開始するために必要な設備、備品、機械等の購入資金）
- ・事業継続資金（現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金）
- ・修学資金（児童が高校・大学等に修学するために必要な資金）
- ・技能習得資金（技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金・知識技能を習得する期間中で5年を超えない範囲内）
- ・修業資金（児童が事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金・知識技能を習得する期間中で5年を超えない範囲内）
- ・就職支度資金（就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金）
- ・医療介護資金（医療及び介護を受けるために必要な資金）
- ・生活資金（知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子（父子）家庭となつて7年未満の者の生活費補給資金）
- ・住宅資金（住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金）

- ・転宅資金（住居の移転に際し、住居の賃借、家財の運搬等に必要な資金）
 - ・就学支度資金（就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金）
 - ・結婚資金（児童又は子が結婚するために必要な経費及び家具、備品等を購入する資金）
- （計 12 種類）

（3）財務事務

①概要

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計に係る条例マニュアル等として、「金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「市母子等規則」という。）」等が定められている。市母子等規則の規定は以下のとおりである。

- 第1条《趣旨》
- 第2条《貸付申請》
- 第3条《貸付決定の通知》
- 第4条《借用書》
- 第5条《保証人》
- 第6条《貸付けの継続》
- 第7条《貸付金の増額》
- 第8条《貸付金の辞退及び減額》
- 第9条《償還方法の変更》
- 第10条《繰上償還》
- 第11条《据置期間の延長》
- 第12条《償還金の支払猶予》
- 第13条《償還の免除》
- 第14条《届出》
- 第15条《雑則》

②要領・基準・マニュアル

市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、市母子等規則に係る事務に関する要領・基準・マニュアルを制定しており、その内容は以下のとおりである。

- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付に係る審査基準
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の滞納に伴う償還指導マニュアル
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金滞納指導について

③市母子等規則に規定される事務

ア 貸付申請

資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書を作成し、資金の種類に応じた書類を添付し提出する（市母子等規則第2条）。添付書類の一覧は以下のとおりである。

資金の種類別	添付書類
事業開始資金 事業継続資金	事業の開始又は継続に係る計画書
修学資金	在学証明書又は入学許可書の写し
技能習得資金 修業資金	知識技能を習得することを証する書類
就職支度資金	就職することを証する書類
医療介護資金	医療を受ける期間及び概算医療費を記載した医師若しくは歯科医師の診断書又は介護サービスの利用者負担額等若しくは償還払となる介護サービス費の立替えに係る額が記載された書類の写し
生活資金	知識技能を習得している期間若しくは医療若しくは介護を受けている期間中であることを証する書類、生活費の収支状況を示す書類又は失業している期間中であることを証する書類
住宅資金	住宅に関する計画書
転宅資金	当該住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書
就学支度資金	入学通知書、合格証明書又は入学許可書の写し
結婚資金	結婚することを証する書類

イ 貸付決定

市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書の提出があったときは、添付書類と照合する等して、「福祉総合システムふれあい」の貸付システムに申請内容を登録するとともに、その内容を審査し、貸付けを決定したときは、その旨を母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書により、貸付申請者に通知する（市母子等規則第3条）。貸付申請者は、母子・父子・寡婦福祉資金借用書を作成し、連帯債務を負担する借主（以下「連帯借主」という。）及び連帯保証人とともに署名をして、貸付申請者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市に提出する必要がある（市母子等規則第4条第1項）。

貸付決定したときは、市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付台帳及び母子・父子・寡婦福祉資金償還金債権管理簿を作成している。貸付金は、借用書の提出があった後に、口座振替による方法で、貸付申請者に対し交付される。

ウ 貸付金の償還方法

貸付金の償還方法は、資金の種別ごとに、償還期間の上限や償還据置期間が決められており、償還据置期間後から、最終償還日まで毎月分割返済するのが原則である。しかし、申請書の提出により、償還方法の変更（市母子等規則第9条）、繰上償還（市母子等規則第10条）、据置期間の延長（市母子等規則第11条）、償還金の支払猶予（市母子等規則第12条）が可能である。

また、貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、申請書に死亡の事実等を証する書類を添えて市に提出することにより、償還の免除が可能である。

市は、貸付金の償還方法や償還の免除に係る申請書や添付書類の提出があったときは、添付書類と照合する等して、その内容を審査し、貸付金の償還方法や償還の免除を認めるかどうか判断する。

エ 貸付金の回収

償還据置期間が経過し、償還開始日が到来したときは、借受人及び連帯借主に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還期日到来通知書を送付する。口座残高の不足等により、貸付金の償還ができなかった場合、市は、納期限後20日以内に、償還者に対し督促状を送付する。督促状の発送によっても納付がない場合は、電話や訪問を併用し、償還指導を行う。貸付金の時効は5年であるが（地自法第236条第3項、民法第166条第1項）、時効が成立しないよう、様々な手段を用いて、回収に努めている。償還指導の結果、以下のような顛末となる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 償還計画書の作成による分割納入・ 償還の免除・ 一時償還 |
|--|

一時償還とは、償還金の支払を怠ったとき、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したときであって、適当であると認められる場合に、市から償還金の一括支払いを求めるものである。しかし、一時償還を実行した事例はないとのことである。

また、納期限後相当期間経過し、再三督促しても、償還能力があるにもかかわらず、故意に支払いに応じない、悪質な滞納者に対しては、一時償還の請求をするとともに、以下の手続を行う（母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領）。

<p>第一段階 3か月以上の準備期間を設け、指定支払日を定め、滞納者等に対し、所定の期日までに納入（分割による一部納入を含む。）しない場合には、民事訴訟法第383条の規定を適用して支払督促の措置を取る予告を納入催告書により行う。</p> <p>第二段階 納入催告書によっても支払いに応じないときは、再納入催告書により再予告を行う。</p> <p>第三段階 再納入催告書にも応じないときは、簡易裁判所に支払督促の手続をとる。</p>

しかし、納入催告書や再納入催告書の作成、簡易裁判所に対する支払督促の手続のいずれも実行した事例はないとのことである。

④ 不納欠損処分

令和4年度において、不納欠損処分は実施されていない。

⑤ 消費税及び地方消費税の納付

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計は、後述のように、貸付金元利金収入による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

（4）決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳入の推移を示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
繰越金	20,088	15,058	31,354	54,084	67,612
諸収入	30,941	29,300	29,356	27,817	24,359
歳入合計	51,029	44,358	60,710	81,902	91,971

歳入のうち、諸収入は貸付金元利金収入及び市預金利子である。貸付金元利金収入の内訳を資金の種別に示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
事業開始資金	件数	30 件	29 件	65 件	29 件	14 件
	金額	868	796	1,362	734	392
事業継続資金	件数	3 件	2 件	2 件	3 件	2 件
	金額	38	44	62	66	66
修学資金	件数	2,572 件	2,361 件	2,275 件	2,277 件	1,976 件
	金額	23,302	21,741	21,867	22,098	19,452
技能修得資金	件数	55 件	64 件	53 件	35 件	29 件
	金額	459	568	447	268	251
修業資金	件数	98 件	90 件	64 件	47 件	27 件
	金額	1,603	1,779	1,457	633	565
就職支度資金	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
医療介護資金	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
生活資金	件数	27 件	26 件	24 件	29 件	24 件
	金額	272	174	166	189	160
住宅資金	件数	12 件	12 件	12 件	5 件	
	金額	240	240	240	100	
転宅資金	件数	42 件	25 件	20 件	18 件	11 件
	金額	325	171	121	121	70
就学支度資金	件数	1,487 件	1,424 件	1,267 件	1,157 件	1,073 件
	金額	3,830	3,781	3,631	3,605	3,399
結婚資金	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
合計	件数	4,326 件	4,033 件	3,782 件	3,600 件	3,156 件
	金額	30,940	29,299	29,356	27,817	24,358

(出所：市提供データ)

平成 30 年度及び令和元年度においては、千円程度の差異があるが、これは、預金利息収入である。各年度における修学資金や就学支度資金の実行が大半であることから、貸付金の回収額にもその傾向が現れている。

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳出の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
民生費	22,635	11,837	6,626	7,871	16,766
公債費	13,336	1,167	-	6,418	23,623
歳出合計	35,971	13,004	6,626	14,289	40,390

歳出のうち、民生費は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の実行額や事務費であり、公債費は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の財源である市債の元利金の償還額である。民生費の内訳を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
母子父子寡婦福祉資金貸付金	15,643	10,872	6,395	4,462	4,673
母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	6,992	965	231	3,409	12,093
民生費	22,635	11,837	6,626	7,871	16,766

母子父子寡婦福祉資金貸付事務費は、一般会計への繰出額と一般経費が含まれる。母子父子寡婦福祉資金貸付金の実行額の内訳を資金の種別に示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
修学資金	件数	22件	18件	10件	8件	4件
	金額	14,038	10,572	5,237	4,293	2,683
就学支度資金	件数	4件	1件	2件	1件	3件
	金額	1,350	300	1,158	169	1,560
その他	件数	1件	-	-	-	1件
	金額	255	-	-	-	430
合計	件数	27件	19件	12件	9件	8件
	金額	15,643	10,872	6,395	4,462	4,673

(出所：市提供データ)

修学資金と就学支度資金以外は、ほとんど実行されていないため、要約して示している。また、令和4年度の実行額は、平成30年度から令和4年度までの年度においては、件数は最も少なく、金額は2番目に小さい状況である。

なお、令和4年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は51,580千円となる。

平成30年度末から令和4年度末までの母子父子寡婦福祉資金貸付金残高を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
母子父子寡婦福祉資金貸付金残高	27,634	25,794	23,502	21,168	19,202

母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収額が実行額を上回っていることから、母子父子寡婦福祉資金貸付金残高は低下傾向にある。このうち、令和4年度末の母子父子寡婦福祉資金貸付金残高について、資金の種別に、償還期日を過ぎても滞納している残高を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

種別	件数	残高	残高／件数
事業開始資金	567件	12,815	22
事業継続資金	143件	2,516	17
修学資金	2,754件	18,678	6
技能修得資金	91件	771	8
修業資金	75件	1,124	14
就職支度資金	-	-	-
医療介護資金	-	-	-
生活資金	19件	88	4
住宅資金	-	-	-
転宅資金	40件	205	5
就学支度資金	1,000件	2,632	2
結婚資金	-	-	-
合計	4,689件	38,832	8

(出所：市提供データ)

平成30年度以降、実行がある修学資金及び就学支度資金の滞納が目立つが、少なくとも平成30年度以降、新規実行がない事業開始資金は、件数が修学資金及び就学支度資金に次いで3番目の多さ、残高は修学資金に次いで2番目の多さ、件数当たりの残高では最も多額となっている。

(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について

① 検出事項

貸付システムから出力した母子父子寡婦福祉資金貸付の滞納者一覧を閲覧し、滞納者の状況把握の方法を照会したところ、各担当者が書類にて滞納者ごとの状況の把握は実施しているが、上席者によるチェックは定期的に行われていないとのことである。

② 問題点

母子父子寡婦福祉資金貸付の滞納額を減らすことにより、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計の歳入額が増やせると考えられるが、取り組みが不十分である可能性がある。

③ 意見 17 《消滅時効完成を防ぐ措置の徹底》

上席者による滞納者一覧の定期的なモニタリング等により、母子父子寡婦福祉資金貸付の滞納額を減らすよう注力する必要がある。

(6) 滞納となっている貸付金の整理について

① 検出事項

令和4年度末現在で、母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納件数は4,689件、滞納残高は38,832千円となっている。このような滞納が生じた原因として、市職員の定期的な異動により徴収に係る専門的知識が身につけにくいこと、母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書、督促状、還付及び更正決定通知書、母子・父子・寡婦福祉資金借用書等、債務者に対し郵送するものが多々あるが、業務委託を行っておらず、徴収事務に、より注力する余裕がないこと等が考えられる。滞納件数及び滞納残高をゼロにすることは困難であることは理解できるが、できる限り減らす必要がある。

② 問題点

約定どおり償還している者と滞納者との公平性の観点を踏まえて、徴収事務を強化する必要があるかどうか検討されていない。

③ 意見 18 《滞納となっている貸付金の整理促進》

滞納件数及び滞納残高を減らすため、電話や訪問による償還指導の充実など債権回収の体制強化を検討する必要がある。

(7) 違約金の減免について

① 検出事項

「母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の「Ⅲ 未償還者に対する措置 第2 違約金の取扱い」に、違約金の計算式があることから、違約金の徴収実績を確かめたところ、平成8年度に1件あるのみとのことである。違約金は、債務者や保証人等が、「母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収減免申請書（様式第56号）」を提出し、市がその内容を審査し、違約金の徴収をしないことを決定したときは、「母子・父子・寡婦福祉資

金違約金減免決定通知書（様式第 57 号）」により申請者に通知する事務になっている。この点について、疾病や失業による免除申請を受けて、免除することが大半であるが、申請に伴い、申請理由の根拠となる証明書等は入手していないとのことである。

市は、利息及び元本ともに完済した者に対し、違約金の減免申請の案内を通知しているが、入手できないのは、申請の理由が過去の 1 期間において病気であった等が理由とのことである。この点について具体例を挙げると、令和 5 年における申請理由に、平成 25 年当時入院していたこと等を記載している場合であり、その当時の診断書が入手できないためといった事例があった。市は、利息元本ともに完済した者に対し、完済時に減免申請の案内を行っている。

②問題点

本来違約金を減免する必要がない事例について、減免している可能性がある。

③意見 19 《違約金の減免に関する根拠資料》

将来において、違約金の減免の適否を判断する場合に備えて、滞納している期間中から、滞納の具体的な理由を把握するように努め、その理由に応じた証明書等の提出を求めるとともに、交渉記録に記録しておくことで、減免の適否を判断する根拠資料を整備しておく必要がある。

（8）一時償還について

①検出事項

一時償還とは、償還金の支払いを怠った者等に対し、市から償還金の一括支払いを求めるものである。「母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の「Ⅱ 償還事務 第 6 一時償還」によると、「一時償還は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 16 条各号のいずれかに該当する場合であって、一時償還をすることが適当と認められる場合に限って実施する」とされている。なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 16 条には、「償還金の支払を怠った場合」が挙げられており、「償還金の支払を怠った場合であって、一時償還をすることが適当と認められる場合」とは、どのような場合を指すのか具体的な規定はなく、担当者の判断に依存する状況であり、一時償還が実行されたことはないとのことである。令和 4 年度においては、繰上償還の事例があり、貸付金の償還を滞納する者がいる一方で、「少しでも早く償還完了させたいため、増額する。一括返済する。」という者もいる。

②問題点

一時償還の規定があるにもかかわらず、一時償還を実施することが困難と考えられる規定になっている。

③意見 20 《一時償還の実行可能性》

一定の回数以上支払いを怠った等、「償還金の支払を怠った場合であって、一時償還をすることが適当と認められる場合」を具体的に定めて、一時償還を実行するに当たっての判断を容易にすることを検討する必要がある。

(9) 貸付申請書について

①検出事項

貸付申請書裏面の連帯保証人が署名を行う確約事項の内容が、「万一、上記の借用について償還が滞ったときは、私が債務を負担することを確約します。」とあるが、連帯保証については、催告の抗弁が認められない（民法第 454 条、第 452 条）。確約事項に「借用について償還が滞ったとき」という条件が付されており、催告の抗弁を認めるかのようにも解釈できる。

②問題点

連帯保証人の確約事項が民法の規定よりも緩いものとなっている可能性がある。

③意見 21 《貸付申請書における連帯保証人の確約内容》

貸付申請書裏面の連帯保証人が署名を行う確約事項の内容について、例えば「申請者が負担する本貸付金に関する一切の債務について、連帯して保証することを確約します。」といった催告の抗弁を認めないような内容に変更する必要がある。

(10) 滞納者に対する償還指導マニュアルの記載内容について

①検出事項

滞納者に対する償還指導マニュアルである「令和 5 年度 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金滞納指導について」の「(4) 滞納者に関する償還指導 ②長期・長期滞納者に対する指導」の中で、(消滅) 時効が 10 年と記載されており、現行の民法の規定と異なる。現行の民法における (消滅) 時効は、債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとされている（民法第 166 条 1 項 1 号）。

②問題点

「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金滞納指導について」に関する記載内容が誤っている。

③意見 22 《滞納者に対する償還指導マニュアルの記載内容の誤り》

現行の民法の規定に合わせて、例えば「時効（債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年）」といった内容に変更する必要がある。

(11) 償還金の分割納入について

① 検出事項

「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の「Ⅲ 未償還者に対する措置 第1 償還金の督促等 4 償還計画書の提出」では、納入督促をした結果、『真にやむを得ない事情』があると認められる者に対しては、「母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書」及び「母子・父子・寡婦福祉資金償還金分割納入依頼書」を提出させ、提出された償還計画書に基づき納入履行の督促・指導を行うことを容認している。

「真にやむを得ない事情」とは、当初予定していた償還額では、現在の生活の維持が難しいと借受人から申出があった場合等が該当するとのことであるが、「真にやむを得ない事情」に関する疎明資料の提出を求めている。

② 問題点

分割納入を容認するような事情が実際にあるのかどうかを疎明資料に基づき確認していない。

③ 意見 23 《償還金分割納入を容認する際の疎明資料》

分割納入を容認する際は、債務者から疎明資料を提出させることを原則とする必要がある。

(12) 不納欠損処分について

① 検出事項

債権管理及び徴収事務の合理化・効率化並びに未収金の縮減のため、適時適切に債権放棄を行い、不納欠損処分を行うことが求められる。消滅時効については、時効期間が満了する前に、可能な限りの回収及び時効中断措置を検討・実行することが何よりも重要であって、それを十分に果たしていたのであれば、時効期間が満了したことがやむを得ないものといえ、時効期間の満了を理由に債権放棄することが許されるものと考えられる。時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することも検討すべきである。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金は私債権に該当し、私債権の免除に当たっては、債務者からの所定の資料の提出が必要であるが、令和4年における市財務規則の改正により、債務者からの所定の資料の提出がなくても、市の判断による不納欠損処分が可能となっている。しかし、最終納付が平成19年である等、最終納付から現在まで10年超経過している事例が散見された。また、こども家庭庁から、「母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について」という事務連絡が、令和5年10月26日付けで通知されたとのことである。

② 問題点

債権管理及び徴収事務の合理化・効率化並びに滞納債権の縮減が徹底されていない可能性がある。

③意見 24 《不納欠損処分の実施》

時効期間が満了したことがやむを得ないといえる債権の有無を把握し、「母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について」を踏まえながら、不納欠損処分の実施を検討する必要がある。

(13) 通常 ID について

①検出事項

母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る各種の事務を執行するに当たり、「福祉総合システムふれあい」の貸付システムを利用している。当該システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであり、特権 ID は所管課職員に対し適切に割当てられているが、通常 ID は、所管課職員のほか、会計年度任用職員等にも数多く割当てられている。金沢市情報セキュリティに関する規則第 5 条に基づき策定された金沢市情報セキュリティ対策基準第 26 条によると、情報システム管理者は、すべての共用の情報システムに対して、アクセスを許可するための利用者の登録及び登録抹消に関し、次の手順を定めるものとされている。

(1) 登録及び登録抹消の記録を正確に維持すること。

(2) 職務の変更、退職等により不要となった利用者のアクセス権限を直ちに取り消すこと。

そこで、通常 ID の一覧と直近の市職員録を照合したところ、別の課に異動した者等の通常 ID が残存していた。

②問題点

職務の変更、退職等により不要となった利用者のアクセス権限が直ちに取り消されず、金沢市情報セキュリティ対策基準第 26 条の規定に反している。

③指摘 01 《通常 ID の割当て》

職務の変更、退職等により不要となった利用者のアクセス権限を直ちに取り消すとともに、今後、アクセスを許可するための利用者の登録及び登録抹消に関し、過不足なく実施できる取組みを行う必要がある。

(14) 情報システムに係るログについて

①検出事項

金沢市情報セキュリティ対策基準第 33 条によると、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種（アクセス）ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならないとされている。

なお、保存が求められるログは以下のものである。

- | |
|---------------------------|
| (1)利用者 ID |
| (2)ログオン及びログオフの日時 |
| (3)操作の内容 |
| (4)システムへのアクセスの失敗に関する記録 |
| (5)システムの警告及びシステムの障害に関する記録 |

また、貸付システムにおけるログのモニタリングを実施していない。一方で、金沢市情報セキュリティ対策基準第85条によると、情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならないとされている。自己点検は、所管課が「情報システムの利用者に対する自己点検シート（システム管理者向け、利用者向けの2種類）」を作成し、デジタル行政戦略課に提出することで実施している。

②問題点

貸付システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであるため、アクセスログのモニタリングは重要であると考えられるが、実施されていない。

③意見 25 《情報システムに係る各種ログのモニタリング》

システムへのアクセスの失敗、システムの警告及びシステムの障害等、一定の特性をもつアクセスログだけでも、モニタリングを実施することを検討する必要がある。

11. 介護保険費特別会計に関する事項

(1) 概要

名称	介護保険費特別会計
市所管課	福祉健康局福祉政策課 健康政策課 介護保険課 福祉指導監査課
設置年度	平成 12 年度
設置目的	介護保険法第 3 条第 2 項の規定により設置が求められているため、一般会計と区別して設置したものである。
事業内容	①介護保険事業

(2) 事業内容の詳細

①介護保険事業

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である(介護保険法第 1 条)。

介護保険制度は、平成 12 年にスタートし、幾度の改正を経ているが、主な改正の内容は以下のとおりである。

平成 17 年改正 (平成 18 年 4 月施行)

- ・要支援者への給付を介護予防給付に含めることになった。
- ・介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施することになった。
- ・介護予防事業、包括的支援事業等の地域支援事業が導入された。
- ・食費や居住費が保険給付の対象外になった。
- ・低所得者への補足給付が導入された。
- ・地域密着サービスが創設された。
- ・介護サービス情報が公表された。
- ・負担能力をきめ細かく反映し第 1 号保険料が設定された。

平成 20 年改正 (平成 21 年 5 月施行)

- ・介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制が整備された。
- ・介護サービスを休止や廃止する際の事前届出制が導入された。
- ・休止や廃止時のサービス確保が義務化された。

平成 23 年改正 (平成 24 年 4 月施行)

- ・地域包括ケアが推進された。

- ・24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスが創設された。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業が創設された。
- ・介護療養病床の廃止期限の猶予が設けられた。
- ・有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護の規定が設けられた。
- ・介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和が図られた。
- ・地域密着型サービスについて、公募や選考による指定が可能になった。
- ・各都道府県における介護保険財政安定化基金の取崩しが容認された。

平成 26 年改正（平成 27 年 4 月施行）

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が図られた。
- ・訪問介護や通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行した。
- ・低所得である第一号被保険者の保険料の軽減割合が拡大された。
- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担が引上げられた。

平成 29 年改正（平成 30 年 4 月施行）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化された。
- ・「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院が創設された。
- ・介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけることとされた。
- ・特に所得の高い層の利用者負担割合が見直された。
- ・介護納付金への総報酬割が導入された。

令和 2 年改正（令和 3 年 4 月施行）

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築への支援が強化された。
- ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備が推進された。
- ・医療や介護のデータ基盤の整備が推進された。
- ・介護人材確保及び業務効率化の取組みが強化された。
- ・社会福祉連携推進法人制度が創設された。

（3）財務事務

①概要

市財務規則及び市契約規則に基づき財務事務を執行しているが、介護保険費特別会計に係る条例マニュアル等として、「金沢市介護保険条例（以下「市介保条例」という。）」等が定められている。市介保条例の規定は以下のとおりである。

第 1 条 《本市が行う介護保険》

第 2 条 《金沢市介護保険運営協議会》

第 3 条 《協議会の任務》

第4条《組織等》
第5条《金沢市介護認定審査会の委員の定数》
第6条《保険料率》
第7条《普通徴収に係る納期》
第8条《賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い》
第9条《普通徴収の特例》
第10条《普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等》
第11条《保険料の徴収猶予》
第12条《保険料の減免》
第13条《委任》
第14条《罰則》
第15条

市介保条例のほか、介護保険法に基づき、様々な介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例又は介護施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例として、制定されているものは以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 |
|---|

介護保険費特別会計に係る条例マニュアル等は、市介保条例のほか、様々な条例マニュアル等が整備されており、次項以降で整理していく。

②規則

市介保条例に係る規則として、「金沢市介護保険規則（以下「市介保規則」という。）」及び「介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（以下「市居宅サービス等規則」という。）」が定められている。

市介保規則は、市介保条例の施行に関し、必要な事項を制定したものであり、市介保規則の規定は以下のとおりである。

- 第1条《趣旨》
- 第2条《金沢市介護保険運営協議会の会議》
- 第3条《協議会長への委任》
- 第4条《金沢市介護認定審査会の合議体の数等》
- 第5条《合議体の会議》
- 第6条《合議体の長》
- 第7条《審査会長への委任》
- 第8条《書類の様式》
- 第8条の2《関係機関への情報提供》
- 第9条《権限の委任》
- 第10条《徴収職員の証票》
- 第11条《雑則》

市居宅サービス等規則は、介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）、介護保険法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）及び介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）の事業を行う者の登録に係る手続等に関し、必要な事項を制定したものであり、市居宅サービス等規則の規定は以下のとおりである。

- 第1条(趣旨)
- 第2条(基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給)
- 第3条(基準該当居宅介護支援に係る特例居宅介護サービス計画費の支給)
- 第3条の2(基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給)
- 第4条(基準該当居宅サービスの事業を行う者の登録)
- 第4条の2(登録の更新)
- 第5条(訪問介護に係る登録の申請等)
- 第6条(訪問入浴介護に係る登録の申請等)
- 第7条(通所介護に係る登録の申請等)
- 第7条の2(短期入所生活介護に係る登録の申請等)

第 8 条(福祉用具貸与に係る登録の申請等)
第 8 条の 2 (基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録)
第 8 条の 3 (準用)
第 9 条(基準該当居宅介護支援に係る登録の申請等)
第 9 条の 2 (基準該当介護予防サービスの事業を行う者の登録)
第 9 条の 3 (準用)
第 9 条の 4 (介護予防訪問入浴介護に係る登録の申請等)
第 9 条の 5 (介護予防短期入所生活介護に係る登録の申請等)
第 9 条の 6 (介護予防福祉用具貸与に係る登録の申請等)
第 10 条(基準該当居宅サービス事業者に係る事業所の名称等の変更の届出等)
第 11 条(基準該当居宅介護支援事業者に係る事業所の名称等の変更の届出等)
第 11 条の 2 (基準該当介護予防サービス事業者に係る事業所の名称等の変更の届出等)
第 12 条(基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し等)
第 13 条(基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し等)
第 13 条の 2 (基準該当介護予防サービス事業者の登録の取消し等)
第 14 条(事業所情報の提供)
第 15 条(公告)
第 16 条(雑則)

③要綱・要領

市は、介護保険法、市介保条例に係る事務に関する要綱・要領を制定している。そのうち、介護保険法に係る事務に関する要綱・要領は以下のとおりである。

第二章 被保険者関係
・金沢市介護保険被保険者資格喪失処理要領
第四章 保険給付関係
(要介護認定や介護保険施設等の指導・監査に係るものも含む)
・金沢市介護保険料滞納に係る保険給付の制限等に関する事務取扱要綱
・金沢市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱
・介護保険利用料減免基準
・介護保険利用者負担額減免事務処理要領
・金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく要介護認定申請等に係る主治医意見書の公開に係る取扱要領
・金沢市紙おむつ給付事業実施要綱
・金沢市高齢者等配食サービス事業実施要綱
第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設関係
・金沢市介護保険施設等指導要綱

- ・金沢市介護保険施設等監査要綱

第六章 地域支援事業等関係

- ・金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱
- ・金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
- ・金沢市在宅介護推進モデル事業実施要綱
- ・地域包括支援センター専門部会設置要綱
- ・金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想評価専門部会設置要綱
- ・金沢市生活支援体制整備事業実施要綱

第八章 費用等関係（保険料の徴収に係るもの）

- ・金沢市介護保険料の現金取扱い要領
- ・金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領
- ・金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領

市介保条例に係る事務に関する要綱・要領は以下のとおりである。

市介保条例第12条《保険料の減免》関係

- ・金沢市介護保険料減免取扱要綱
- ・金沢市介護保険料延滞金減免取扱要綱
- ・金沢市介護保険料減免事務処理要領

このほか、介護保険に関する事務に係る特定個人情報等を適切に取扱うことを目的にした「介護保険に関する事務に係る特定個人情報等取扱要領」、市にふさわしい介護サービス等の提供体制の確保を目的にした「介護サービス等向上専門部会設置要綱」、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例第2条第2項の規定に基づき、介護保険料に係る延滞金の減免の取扱いについて必要な事項を定める「金沢市介護保険料延滞金減免事務取扱要領」がある。

④介護保険に関する事務

ア 要介護・要支援認定

介護サービス等を利用するには、被保険者が、要介護度又は要支援度について市の認定を受ける必要がある（介護保険法第27条、第32条）。介護保険の被保険者とは、以下の者をいう（介護保険法第9条）。

- ・市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）
- ・市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）

市民が介護サービスを利用するための手続には、「要介護・要支援認定を申請する方法」と「基本チェックリストを受ける方法（事業対象者の申請）」の2つの方法がある。

「要介護・要支援認定を申請する方法」の場合、主治医意見書を添えて申請し、認定調査を受けた後、介護認定審査会で介護度を判定する。申請から結果通知まで通常の場合で30日程度かかる。令和4年度においては、市の場合、30日程度で介護度の判定が完了している状況である。また、令和4年度における介護認定審査会の構成員の職種を照会したところ、保健・医療・福祉に関する専門家がバランス良く構成されていた。判定結果には要支援1・2、要介護1～5という7つの介護度がある。ただし非該当と判定された場合は介護サービスを利用することができない。

「基本チェックリストを受ける方法（事業対象者の申請）」の場合、地域包括支援センターで基本チェックリストを受け「事業対象者」に該当すると介護サービスの一部を利用することができる。ただし非該当と判定された場合は介護サービスを利用することができない。事業対象者は、介護サービスのうち訪問介護と通所介護を定められた範囲で利用することができる。また、主治医意見書の提出や認定調査は必要がなく、基本チェックリストを受けた後すみやかに結果を通知している。

イ 保険給付

介護保険法による保険給付は、介護給付、予防給付、市町村特別給付に大別される（介護保険法第18条）。

介護給付とは、被保険者の要介護状態に関する保険給付をいい、介護保険法において規定されているものは以下のとおりである（介護保険法第40条）。

- ・ 居宅介護サービス費の支給
- ・ 特例居宅介護サービス費の支給
- ・ 地域密着型介護サービス費の支給
- ・ 特例地域密着型介護サービス費の支給
- ・ 居宅介護福祉用具購入費の支給
- ・ 居宅介護住宅改修費の支給
- ・ 居宅介護サービス計画費の支給
- ・ 特例居宅介護サービス計画費の支給
- ・ 施設介護サービス費の支給
- ・ 特例施設介護サービス費の支給
- ・ 高額介護サービス費の支給
- ・ 高額医療合算介護サービス費の支給
- ・ 特定入所者介護サービス費の支給
- ・ 特例特定入所者介護サービス費の支給

予防給付とは、被保険者の要支援状態に関する保険給付をいい、介護保険法において規定されているものは以下のとおりである（介護保険法第52条）。

- ・介護予防サービス費の支給
- ・特例介護予防サービス費の支給
- ・地域密着型介護予防サービス費の支給
- ・特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- ・介護予防福祉用具購入費の支給
- ・介護予防住宅改修費の支給
- ・介護予防サービス計画費の支給
- ・特例介護予防サービス計画費の支給
- ・高額介護予防サービス費の支給
- ・高額医療合算介護予防サービス費の支給
- ・特定入所者介護予防サービス費の支給
- ・特例特定入所者介護予防サービス費の支給

市町村特別給付とは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるものをいうが（介護保険法第 62 条）、市には該当するものはない。

ウ 地域支援事業

地域支援事業とは、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であり（介護保険法第 115 条の 45）、事業の内容を細分化すると以下のとおりである。

総合事業

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

包括的支援事業

- ・地域包括支援センターの運営
- ・地域ケア会議の開催
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症総合支援事業
- ・生活支援体制整備事業

任意事業

- ・介護給付費等適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他の事業

(出所：厚生労働省ウェブサイト)

エ 保険料の決定

保険料は、第1号被保険者に対して、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額や、市民税世帯非課税者に該当するかどうか、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に該当するかどうかに基づき決定され、保険料率は以下のとおりである（市介保条例第6条）。

- | | |
|--|----------|
| (1) 介護保険法施行令（本表において、以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 | 35,586円 |
| (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 | 51,402円 |
| (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 | 55,356円 |
| (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 | 67,218円 |
| (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 | 79,080円 |
| (6) 次のいずれかに該当する者 | 90,942円 |
| ア 合計所得金額が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 | |
| イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) | |
| (7) 次のいずれかに該当する者 | 98,850円 |
| ア 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 | |
| イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) | |
| (8) 次のいずれかに該当する者 | 110,712円 |
| ア 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 | |
| イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) | |
| (9) 次のいずれかに該当する者 | 118,620円 |
| ア 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 | |

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 138,390円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 158,160円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 170,022円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 181,884円

保険料は3年間の保険給付等に要する費用の見込みに基づき、その23%を第1号被保険者の保険料で賄うこととされている。第8期介護保険事業計画において、令和3～5年度の介護保険料は前期(第7期、平成30年度～令和2年度)の介護保険料より据え置きとした。4月、5月の保険料は仮算定として前々年所得に基づき計算し、6月に本算定として前年所得に基づき年間保険料を決定している。この他に、所得状況の変更による税更正の反映や、転出等の住民異動を反映させた例月更正を月1回実施し、通知書を郵送している。

オ 保険料の減額・減免

保険料の減免について、市介保条例第 12 条の規定を示すと以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>(1) 第 1 号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p> <p>(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合</p> <p>(3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合</p> <p>(4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認める場合</p> |
|---|

市は、被保険者からの減免申請を受理した後に内容審査し、減免決定後に被保険者に通知する。また、減額は、低所得者に対し厚生労働省通知に基づき実施している。具体的には以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>・市介保条例第 6 条第 1 号の該当者
35,586 円を 19,770 円に減額</p> <p>・市介保条例第 6 条第 2 号の該当者
51,402 円を 31,632 円に減額</p> <p>・市介保条例第 6 条第 3 号の該当者
55,356 円を 51,402 円に減額</p> |
|---|

カ 保険料の徴収

被保険者が保険料を納付する方法は以下のとおりである。なお、保険料を納付するのは、第 1 号被保険者のみである。

- | |
|---|
| <p>・年金からの天引き（原則として年額 180,000 円以上の年金受給者）</p> <p>・金融機関の預貯金口座からの振替</p> |
|---|

- ・納入通知書を使用した金融機関での納付
- ・納入通知書を使用したコンビニエンスストアでの納付
- ・納入通知書の QR コードを読み取ることによるスマートフォン決済

保険料の収納状況を示すと以下のとおりである。

(金額単位：千円)

項目	R3d	R4d
現年賦課分		
調定額	8,981,117	9,015,795
収納額	8,922,544	8,960,672
不納欠損額		
収入未済額	58,573	55,122
収納率	99.3%	99.4%
滞納繰越分		
調定額	136,452	122,782
収納額	19,250	15,237
不納欠損額	52,723	50,678
収入未済額	64,478	56,867
収納率	14.1%	12.4%
合計		
調定額	9,117,569	9,138,578
収納額	8,941,795	8,975,909
不納欠損額	52,723	50,678
収入未済額	123,051	111,990
収納率	98.1%	98.2%

(出所：市提供データ)

令和4年度と令和3年度を比較すると、収納額が増加、収納率が上昇し、不納欠損額及び収入未済額が下がっている。介護保険の保険料収納は、年金天引きによるものが90%程度を占めており、収納率が高くなるとのことである。

保険料が納付されない場合、市は、納期限後20日以内に、被保険者に対し督促状を送付する。督促状の送付によっても納付がない場合は、催告状を送付するとともに、電話催告や訪問催告を併用し、納付交渉や生活実態調査を行う。保険料の時効は2年と短期間であることから(介護保険法第200条第1項)、時効が成立しないよう、様々な手段を用いて、回収に努めている。

納付交渉や生活実態調査の結果、以下のような顛末となる。

- ・減免（減免該当事由がある場合）
- ・納付約束を取り付けることによる一括納付又は分割納付
- ・生活保護等（生活支援等の必要がある場合、生活支援課と連携して実施）
- ・財産調査（納付意欲がなく、上記3パターンのいずれにも該当しない場合）

財産調査の結果、被保険者に財産があるにもかかわらず、納付意欲がないことが判明した場合、財産の差押えが行われることになるが、そのような事例は少なく、財産の差押えを実行したのは、平成26年度が最後となっている。

キ 介護保険サービス事業者に対する指導・監査

介護保険サービス事業者に対する指導・監査は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保や保険給付の適正化を図る事を目的とする。介護保険サービス事業者に対する指導・監査の種類は、集団指導、運営指導、監査に分けられる。

集団指導とは、講習等の方法で行うもので、市が指定又は許可の権限をもつ介護保険サービス事業者を一定の場所に集めるか、オンラインにより実施する。令和4年度においては、市が指定又は許可の権限をもつ介護保険サービス事業者 896 先のすべてが出席した。

運営指導とは、指導の対象となる居宅サービス実施者等の事業所において現地に行うものである。厚生労働省の介護保険施設等運営指導マニュアルによれば、運営指導の主な内容には、介護サービスの実施状況指導、最低基準等運営体制指導と報酬請求指導がある。介護サービスの実施状況指導は、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等の運営上の指導を行い、最低基準等運営体制指導は、サービス種別ごとの基準について指導を行う。報酬請求指導では、不適切な報酬請求防止のため、特に加算・減算について重点的な指導を行う。令和4年度においては、261先に対して実施した。

監査は、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消等）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求において、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために実施される。令和4年度においては、1先に対して実施したが、行政処分となる程度の事項は検出されなかった。

介護保険サービス事業者に対する運営指導は、厚生労働省の指導により指定期間である6年に1回実施するのが原則とされている。この点、市は、ローテーション管理を適切に行い、6年に1回実施するのを原則としながら、集団指導に参加しなかった介護保険サービス事業者に対し翌年運営指導を実施したり、要改善事項の検出が多い介護保険サービス事業者に対して、実施頻度を多くしたりするなど、柔軟な対応により運営指導を実施している。

⑤不納欠損処分

徴収できなかった保険料について、一定の事由が生じた場合、市は不納欠損処分を行う（市財務規則第 279 条第 1 項）。

保険料の不納欠損額を年度別・事由別に集計すると以下のとおりである。

(金額単位：千円)

事由	項目	R3d	R4d
生活保護開始			
生活保護適用者で生活保護開始より 2 年経過したもの			
	件数	134	142
	金額	2,123	3,136
	金額／件数	16	22
生活困窮			
減免・分納等の納付相談により継続して対応したが、生活が困窮し納付が行われず督促後 2 年経過したもの			
	件数	1,303	1,134
	金額	33,879	30,644
	金額／件数	26	27
所在・財産不明			
行方不明者で督促後 2 年経過したもの			
	件数	119	108
	金額	2,164	1,483
	金額／件数	18	13
滞納者死亡			
死亡者について督促後 2 年経過したもの			
	件数	196	194
	金額	2,694	3,566
	金額／件数	14	18
納付約束不履行			
分納約束を交わすが約束を守らず督促後 2 年経過したもの			
	件数	237	261
	金額	9,851	10,404
	金額／件数	42	39
その他			
	件数	96	83
	金額	2,012	1,442
	金額／件数	21	17

事由	項目	R3d	R4d
合計			
	件数	2,085	1,922
	金額	52,723	50,678
	金額／件数	25	26

(出所：市提供データ)

令和4年度において、保険料の不納欠損額のうち、最も多額である事由は「生活困窮」であり、次に多額である事由は「納付約束不履行」である。

これらの事由の不納欠損額を令和3年度と比較すると、「生活困窮」は、令和3年度の33,879千円から令和4年度は30,644千円に減っている。一方で、「納付約束不履行」は、令和3年度の9,851千円から令和4年度は10,404千円に増えている。

⑥被保険者からの申請

例えば、要介護・要支援の申請は、申請書の提出が必要である等、被保険者は、介護保険事業に係る申請を行う場合は、書面の提出が必要であるが、被保険者本人ではなく、担当ケアマネージャーが、申請書の提出を代行することも可能である。なお、被保険者本人によるオンライン申請を行える手続があるが、担当ケアマネージャーのような代理人によるオンライン申請には対応していない。

⑦消費税及び地方消費税の納付

介護保険費特別会計は、後述のように、保険料収入や国からの負担金・補助金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、石川県からの負担金・補助金による歳入が大半であり、課税売上げに該当する取引がないことから、消費税及び地方消費税を納付していない。

(4) 決算数値の推移（歳入歳出決算）

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳入の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
介護保険料	9,140	9,053	8,950	8,957	8,988
国庫支出金	8,487	8,759	8,966	9,082	9,080
支払基金交付金	9,585	9,800	10,078	10,233	10,445
県支出金	5,212	5,262	5,386	5,522	5,510
財産収入	0	0	0	0	0
繰入金	4,907	5,318	5,577	5,735	5,788

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
繰越金	1,442	1,210	877	948	691
諸収入	2	16	14	16	5
歳入合計	38,778	39,421	39,852	40,498	40,513

介護保険料が第1号被保険者からの収納による保険料収入であり、国庫支出金及び県支出金は、国又は石川県からの負担金・補助金である。支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、医療機関から提出された診療報酬請求書の審査及び保険者から医療機関への診療報酬の支払仲介を目的として設立された特別民間法人である社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。

繰入金は、主に一般会計からの繰入金であるが、介護保険法の規定に基づき繰入れが必要とされる法定の項目と、市の判断で繰入れる任意の項目がある。そこで、繰入金の内訳を示すと以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

項目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
法定（一般会計からの繰入金）					
介護給付費繰入金	4,228	4,369	4,471	4,547	4,607
介護予防・日常生活支援 事業繰入金	189	197	184	198	201
包括的支援等事業繰入金	114	114	114	115	38
低所得者保険料軽減繰入金	68	291	518	521	532
法定項目合計	4,601	4,973	5,288	5,383	5,379
任意（一般会計からの繰入金）					
事務費繰入金	305	344	289	351	337
任意項目合計	305	344	289	351	337
一般会計からの繰入金合計	4,907	5,318	5,577	5,735	5,717
基金からの繰入金					71
繰入金合計	4,907	5,318	5,577	5,735	5,788

(出所：市提供データ)

令和4年度においては、一般会計からの繰入金合計のうち、法定項目合計が94.1%（ $5,379 \div 5,717 \times 100\%$ ）を占めており、一般会計からの繰入金は、法定項目が大半を占めていると考えられる。繰越金は毎年度計上されている。

平成30年度から令和4年度までの歳入歳出決算のうち、歳出の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
総務費	1,136	783	595	721	666
保険給付費	33,833	34,971	35,783	36,398	36,869
地域支援事業費	2,111	2,174	2,069	2,191	1,810
保健福祉事業費	-	-	-	0	1
基金積立金	486	614	455	493	-
諸支出金	-	-	-	-	93
歳出合計	37,567	38,543	38,904	39,806	39,440

令和4年度の総務費には、要介護認定事務費 217 百万円、過年度国庫支出金等返還金 313 百万円、介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務等の委託に係る一般経費が含まれている。

保険給付費は、被保険者の介護給付、予防給付、市町村特別給付に関して要した歳出であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
居宅介護等給付費	24,719	25,827	26,617	27,275	27,765
施設介護給付費	9,087	9,116	9,139	9,095	9,077
審査支払手数料	26	27	27	28	25
保険給付費	33,833	34,971	35,783	36,398	36,869

地域支援事業費は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業に関して要した歳出であり、その内容は以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
介護予防・生活支援事業費	1,481	1,542	1,452	1,566	1,586
地域包括支援センター運営費	354	358	360	369	-
シルバーハウジング生活 援助員派遣費	13	13	14	15	13
配食サービス費	38	37	35	34	32
在宅医療・介護連携推進 事業費	12	12	11	11	11
生活支援体制整備事業費	38	39	36	34	-
認知症総合支援事業費	108	108	107	109	109

科目	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d
その他	64	62	50	50	56
地域支援事業費	2,111	2,174	2,069	2,191	1,810

令和4年度においては、地域包括支援センター運営費及び生活支援体制整備事業費は一般会計へ移行したため、介護保険費特別会計の歳出とされていない。

基金積立金は、介護保険財政の健全な運営に資することを目的とする介護給付費準備基金の積立てに係る歳出であり、規模が適切な水準となる点に留意しながら残高が調整されている。平成30年度末から令和4年度末までの介護給付費準備基金の残高の推移を示すと以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

基金名	H30d 末	R1d 末	R2d 末	R3d 末	R4d 末
介護給付費準備基金	1,354	1,969	2,424	2,918	2,846

(出所：市提供データ)

諸支出金は、一般会計への繰出額である。なお、令和4年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は1,073百万円となる。

(5) 消滅時効完成を防ぐ措置について

① 検出事項

介護保険料の不納欠損処分状況を把握したところ、令和4年度において、最も多額であるのは「生活困窮(1,134件、3,064万円)」であるが、「納付約束不履行(261件、1,040万円)」といった原因も散見される。

介護保険システムは、バッチ処理により、消滅時効が完成予定である滞納者のリスト(時効リスト)を毎月出力しているが、地区ごとの担当者が時効リストを使用してチェックを実施するのみであり、上席者によるチェックは不納欠損処理を行う際の、1年度に1度のチェックしか行っていないとのことである。

② 問題点

介護保険料の不納欠損額を減らすことにより、介護保険特別会計の歳入額が増やせると考えられるが、取り組みが不十分である可能性がある。

③ 意見26《消滅時効完成を防ぐ措置の徹底》

上席者による時効リストの定期的なモニタリング等により、介護保険料の不納欠損処理額を減らすよう注力する必要がある。

(6) 金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領の引用条項について

① 検出事項

介護保険料の滞納者に対し、財産の差押えを目的として、預金調査を実施することがある。預金調査は、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」に基づき実施するものであるが、その目的は、「金沢市介護保険条例（平成 12 年条例第 6 号）第 6 条に規定する保険料を滞納している者に対して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 3 項の規定により、その例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条の規定に基づく預金調査を適正且つ効率的に実施するため、必要な事項を定めること」とされている。

そこで、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項を閲覧したところ、先取特権に係る規定であった。当該実施要領の対象となる規定は、地方自治法第 231 条の 3 第 4 項にあった。ただし、第 4 項は、「国税徴収法の例による」旨の規定ではなく、「地方税の例による」旨の規定であった。そこで、地方税法を閲覧したところ、地方税法第 331 条に、市町村民税に係る滞納処分の規定があり、地方税法第 331 条第 6 項に、「市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」旨の規定があった。なお、国税徴収法第 141 条は質問検査権の規定である。

② 問題点

金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領が引用する条項が誤っている。

③ 意見 27 《引用する条項の誤り》

例えば、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項の規定により、その例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条の規定に基づく預金調査を適正且つ効率的に実施するため、必要な事項を定める」というように、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」を修正する必要がある。

(7) 預金調査について

① 検出事項

預金調査は、差押えを前提とする場合に実施しており、直近で実施したのは平成 26 年度の 1 件のみである。滞納者は、口約束等で分納する意思を示す者がいるが、当該者が約束どおり分納するとは限らない状況である。このように、分納する意思を示したが、分納を行わない者について、実際に分納を履行することが可能かどうか、もしくは履行可能額を計算することを目的に預金調査をする意義があるものと考えられる。

② 問題点

「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」に規定がある、預金調査を十分に活用していない可能性がある。

③意見 28 《預金調査の活用》

差押え以外の場合でも、費用対効果を勘案しながら預金調査を活用し、分納する意思を示したが、分納を行わない者等の滞納額が回収可能かどうか検討する必要がある。

(8) 訪問催告について

①検出事項

介護保険料の滞納者に対する適正且つ効率的な訪問催告を実施するため、「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を定めている。当該要領では、訪問催告に関する基本的な考え方として、訪問催告計画を立案するものとしている。当該要領では、「訪問催告計画は、毎月末日までに翌月分を立案するものとする。なお、計画は滞納者の負担能力の有無に着目して立案することとし、負担能力があるにも関わらず滞納していると思われる者を優先して訪問催告を行う計画とする。」とされている。

しかし、現状の事務は、訪問催告計画自体は特に書面等で残してはならず、日々の架電催告の中で居住確認が必要と思しき案件が10件ほど累積した時点で、平常業務の折を見つつ訪問催告に向かうとのことである。

②問題点

「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」と実際の事務が乖離している。

③意見 29 《訪問催告に関する要領と実際の事務の乖離》

「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」に規定する訪問催告計画立案の必要性を改めて検討し、必要がない場合は、「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」の規定を実際の事務と整合するよう改定する必要がある。

(9) 業務委託契約を随意契約とする場合の理由について

①検出事項

令和4年度の介護保険事業に係る総務費のうち、以下の業務委託契約の内容を検証した。

・ 介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務委託 契約金額：10,168,555円（消費税及び地方消費税を含む） 契約の相手：福島印刷株式会社
--

この業務委託契約は、随意契約である。随意契約の理由は、業務ごとに細かい相違はあるが、「委託先である福島印刷株が、大量処理が可能な大型印刷機及び封入封緘機を有し、納入通知書等の印刷及び封入封緘業務を誠実に履行しており、これら印刷等業務を期限内に的確に履行できる県内唯一の業者であるため。」といった内容であった。「県内唯一」という点は、例年2月に県内の業者に対して行う電話による聞き取り調査を根拠にしており、業者の印刷所にて印刷物の検収等を行う必要があるため、県内の業者に

限定しているとのことである。しかし、随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果が記録されていない。

②問題点

当該委託の経済性を判断するにあたり、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を含めた総合的な検討を行うための情報が一部記録されていない。

③意見 30 《随意契約の理由の記録》

随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果を記録する必要がある。

(10) 特権 ID について

①検出事項

介護保険事業に係る各種の事務を執行するに当たり、介護保険システムを利用している。当該システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであるが、特権 ID (Supervisor) として、本庁の様々な所管課職員のほか、出先機関である福祉健康センター職員まで数多く割当てられている。金沢市情報セキュリティに関する規則第 5 条に基づき策定された金沢市情報セキュリティ対策基準第 28 条によると、情報システム管理者は、次に掲げる基準に従い、管理者権限 (特権 ID) の割当て及びその使用を適正に管理するものとされている。

(1) 使用の必要性に基づき、必要となる機能及び期間並びに必要最小限の権限を限定して割り当てること。

(2) 割り当てたすべての管理者権限の許可手続と、割当ての記録を保管すること。

この点を踏まえて、特権 ID の割当て状況を確認したが、必要最小限であると判断した根拠が不明である。なお、割り当てたすべての管理者権限の許可手続と、割当て記録の保管状況については、指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

②問題点

特権 ID の使用の必要性について十分な検討が行われていない可能性がある。

③意見 31 《特権 ID の割当て》

特権 ID の使用の必要性について、十分な検討を行ったうえで、特権 ID の割当てを行う必要がある。

(11) 情報システムに係るログについて

① 検出事項

金沢市情報セキュリティ対策基準第 33 条によると、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種（アクセス）ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならないとされている。

なお、保存が求められるログは以下のものである。

- (1) 利用者 ID
- (2) ログオン及びログオフの日時
- (3) 操作の内容
- (4) システムへのアクセスの失敗に関する記録
- (5) システムの警告及びシステムの障害に関する記録

また、介護保険システムには、ログの検索機能があるが、ログの量が膨大であるということもあり、ログのモニタリングを実施していない。一方で、金沢市情報セキュリティ対策基準第 85 条によると、情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならないとされている。自己点検は、所管課が「情報システムの利用者に対する自己点検シート（システム管理者向け、利用者向けの 2 種類）」を作成し、デジタル行政戦略課に提出することで実施している。

② 問題点

介護保険システムは、市民の個人情報を大量に処理するものであるため、アクセスログのモニタリングは重要であると考えられるが、実施されていない。

③ 意見 32 《情報システムに係る各種ログのモニタリング》

システムへのアクセスの失敗、システムの警告及びシステムの障害等、一定の特性をもつアクセスログだけでも、モニタリングを実施することを検討する必要がある。

以上